船橋市 景観計画

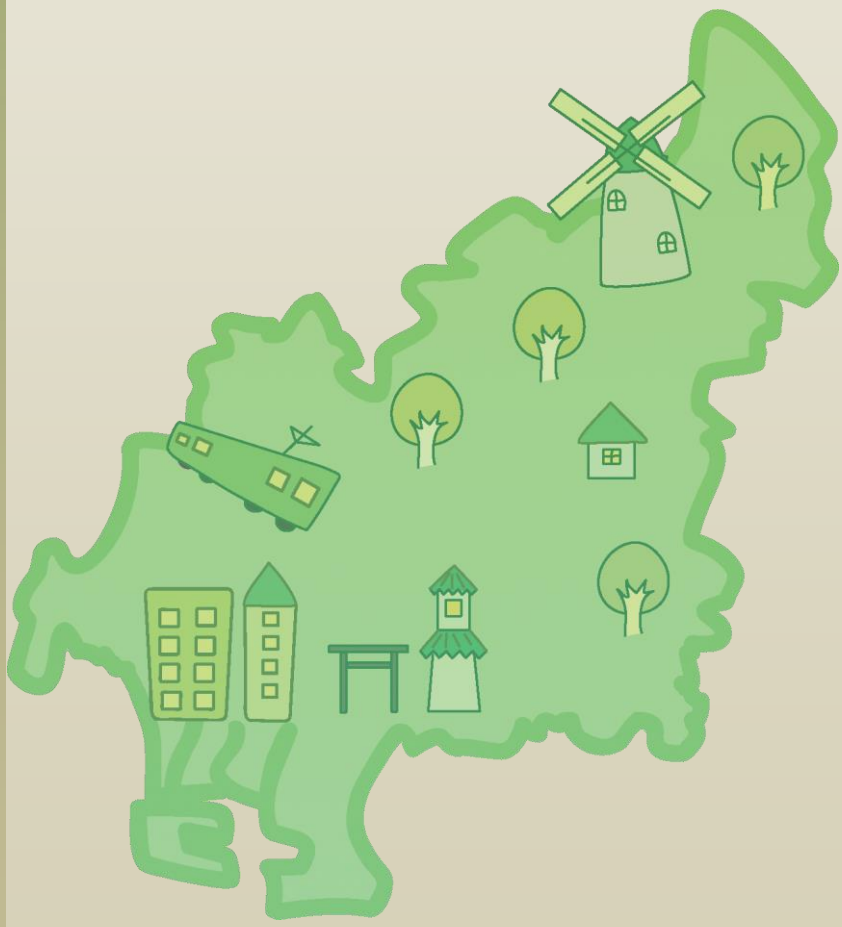

平成２２年３月

船 橋 市

【写真解説（表紙）】

〇本町通り（左上段２枚）

昭和 12 年と平成 19 年の本町通りである。両者とも船橋大神宮方向を眺めている。昭和 12 年の写真は、宿場町から発展した街としての雰囲気が残っている。一方で、平成 19 年では、道幅が広がり、中高層建築物が建ち並ぶなど、町並みが一変していることがわかる。

〇船橋港（左下段２枚）

昭和初期と平成 18 年の船橋港付近の空撮写真である。両者を比較すると、市街地の広がり、駅前の発展、京葉道路などの高速道路の整備、臨海部の埋め立てなど、船橋市の発展の様子がわかる。

目　次

１．背景と目的 1
（１）背景 1
（２）景観とは 2
（３）目的 2

２．船橋市の景観特性 3
（１）船橋市の概況 3
（２）船橋市の景観特性と課題 20

３．良好な景観の保全と形成の考え方 38
（１）個々の景観特性の“良さ”を磨き、市全体の景観の魅力を高めていく 38
（２）重点的に景観形成の“種”を育んでいく 38
（３）市民・事業者の景観形成の取り組みを支援する 41

４．景観計画の区域（法第８条第２項第１号） 43

５．良好な景観の保全と形成に関する方針（法第８条第２項第２号） 44
（１）景観の保全・形成の目標 44
（２）景観の保全・形成の方針 44

６．良好な景観の形成を図るための配慮事項 46
（１）建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 48
（２）工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更 63
（３）開発行為等 63

７．良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第８条第２項第３号） 64
（１）届出対象行為 64
（２）景観形成基準 65

８．景観重要建造物の指定の方針（法第８条第２項第４号） 67

９．景観重要樹木の指定の方針（法第８条第２項第４号） 68

10．景観重要公共施設の整備に関する事項（法第８条第２項第５号） 69

＜参考＞　～空から見た船橋市の変遷～ 9

１．背景と目的

（1）背　景

船橋市は、高度成長期以降の東京都市圏の人口増加の影響を受け、住宅団地の建設ラッシュなど、急速に市街地が拡大してきました。そのため、良好なまちなみを整えるといった住環境や景観の質よりも需要を満たすための量の供給に重点が置かれてきた側面があります。さらに、開発などにより、かつては豊かにひろがっていた森林、斜面林や農地など、市内の貴重なみどりが減少しつつあります。また、船橋市は中核市として、交通・産業機能などが高度に集積しているほか、大規模なレクリエーション施設などの都市施設も集積し、県内あるいは県外からも多くの人々が訪れています。しかし、こうした拠点的な施設においては、船橋市の顔として誇れるような、あるいは船橋市に愛着を持っていただけるような景観形成は、十分には行われてきませんでした。

こうした状況のなか、船橋市では、これまで『船橋市総合計画』『船橋市都市計画マスタープラン』『船橋市環境基本計画』『船橋市緑の基本計画』などの諸計画に基づき、景観形成の取り組みを推進してきました。また、『船橋市環境共生まちづくり条例』（平成 7 年船橋市条例第 21 号）に基づき、開発にあたり、景観に配慮したまちづくりの観点から指導を行ってきたほか、『船橋市屋外広告物条例』（平成 14 年船橋市条例第 60 号）に基づき、屋外広告物の表示に関する指導を行ってきました。

ところが、景観に関する基本的・総合的な計画がないこと、法や条例に基づく実効性の高い景観面の規制・誘導方策がないこと、さらに、景観審議会などの第三者機関や景観形成を中心的に担う庁内組織などが整えられていないことなどにより、これまでの景観形成の取り組みは、十分な成果を挙げているとは言い難い状況にあります。

また、市民や事業者においても、これまで機能性や効率性が優先されてきた社会のなかで、日々の暮らしにおいて、必ずしも景観形成に対する意識を共有し、相互に連携して主体的な景観形成の取り組みを進めてきたとは言い難い状況にあります。

こうしたなか、平成 16 年 6 月、我が国で初めて景観についての総合的な法律である『景観法』（平成 16 年法律第 110 号、以下「法」という。）が制定されました。都道府県や市町村などの景観行政団体※は、法に基づく『景観計画』を策定することで、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく様々な仕組みを活用することが可能となり、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、さらに個性的で活力ある地域社会の実現に向けた様々な取り組みが、全国各地で始まっています。

中核市である船橋市は、法の施行と同時に景観行政団体となりました。すなわち、船橋市においても、景観計画の策定により、市民・事業者・行政が協働して、法の諸制度を活用した主体的な景観形成の取り組みを推進することが求められています。

※景観行政団体とは…

法に基づいて、景観計画策定等、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、景観行政を担う主体となる団体です。船橋市は、中核市であることから、法の施行と同時に法に基づく景観行政団体に位置づけられています。

（2）景観とは

「景観」とは、対象物である風景としての「景」と、それを見る人の価値観としての「観」から構成された言葉と言えます。風景としての「景」とは、① 森林、河川、動植物といった自然風景や、自然と人間とが相互に働きかけてできた田園や里山の風景、② 都市や農村集落といった人工物の風景、③ 人々の暮らしや活動の賑わいといった人の風景、以上の３つの要素から構成されていると定義できます。一方、「観」とは、それを人が主体的にどのように見るか、その人の見る目、意識の部分を指しています。同じ風景を見ていても、見る目を持っていなければ、その風景を感じ、十分理解することはできません。したがって、この「観」を育てることもまた重要なことです。

良好な風景を形成していくためには、行政や事業者をはじめ、そこに暮らす住民が景観を意識し、きれいに保つようにしつらえるなど、積極的に景観づくりに関わることが大切です。船橋市の景観形成を担う私たちが、地域の特性について理解を深め、地域に愛着や誇りを持てるようになるとき、風景を見る目が養われたことを表していると言えます。

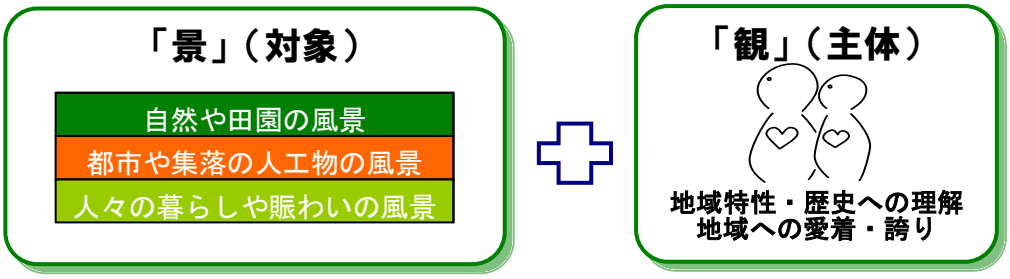

（3）目　的

船橋市は、臨海部から下総台地に至るまで、起伏に富んだ自然地形に恵まれています。また、江戸時代以来のまちの歴史や文化が、市内の各所に息づいています。こうした豊かな自然地形の骨格や歴史・文化の蓄積が、多様な景観特性として表れ、それらは、船橋市に暮らす人々の日々の生活のなかで育まれてきました。

このような船橋市らしさの表れた景観は、人々の心に受け継がれてきた共有の財産であり、暮らしに潤いと豊かさを与え、船橋市に住みたい、住み続けたいという地域への愛着・誇りを醸成します。

そこで、船橋市は、船橋市総合計画の基本理念や船橋市都市計画マスタープランの理念である「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現に向けて、市の良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し、次世代へと受け継いでいくために、法に基づく景観計画を策定し、市民・事業者・行政が協働して、総合的に景観形成の取り組みを推進します。

景観計画の策定により、景観形成に取り組む仕組みや枠組みが整います。この景観計画を出発点として、市民・事業者・行政が協働して取り組みを積み重ね、次世代へと受け継ぐ共有の財産として、船橋市の景観を育んでいくことが大切です。

２．船橋市の景観特性

（１）船橋市の概況

① 位置と地勢

船橋市は、千葉県の北西部に位置しています。都心や成田空港から近く、船橋港や豊かな交通網をあわせ持つなど、非常に恵まれた立地条件を備えた都市です。概ね国道 14 号を境に北側が台地（下総台地）、南側が低地になっています。

台地の地形的性格は、基本的に隆起海岸平野であり、浅い海底で形成された平坦な地形が地盤の隆起と海面の低下の結果、陸化し、台地化したものです。この陸化の過程における地盤運動の形態や速度に差があり、また海面の低下も一様の速度で低下したものでないため、下総台地として一括される台地も数段の地形に分かれています。

また、市の南部では海老川に沿って谷底平野が北に、市の北部では二重川（ふたえがわ）及び桑納川（かんのうがわ）に沿って谷底平野が南に向って伸びています。この台地と平野の間に位置する斜面には、斜面林として樹林地が残されており、また、市域北部・東部及び海老川上流部では湧水が複数確認されています。

人工改変による地形については、中央部から南部にかけて切土地、盛土地といった人工地形が見られるほか、海岸部は埋め立て地となっています。

市街地全景

三番瀬

斜面林（金杉）

船橋市域を流れる河川は、市域北部を流れ印旛沼に流入する桑納川、神崎川（かんざきがわ）及び二重川、市域南部を流れ東京湾に流入する海老川、長津川、上流部及び下流部の一部が市域西部を流れ東京湾に流入する真間川とに大別できます。

市内の合計河川延長は約 100km に達しており、市内の累計流域面積については、市域中央部を流れる海老川が最も大きく 26.82 ㎢となっており、これに桑納川の 16.52 ㎢、神崎川の 13.42 ㎢が続いています。

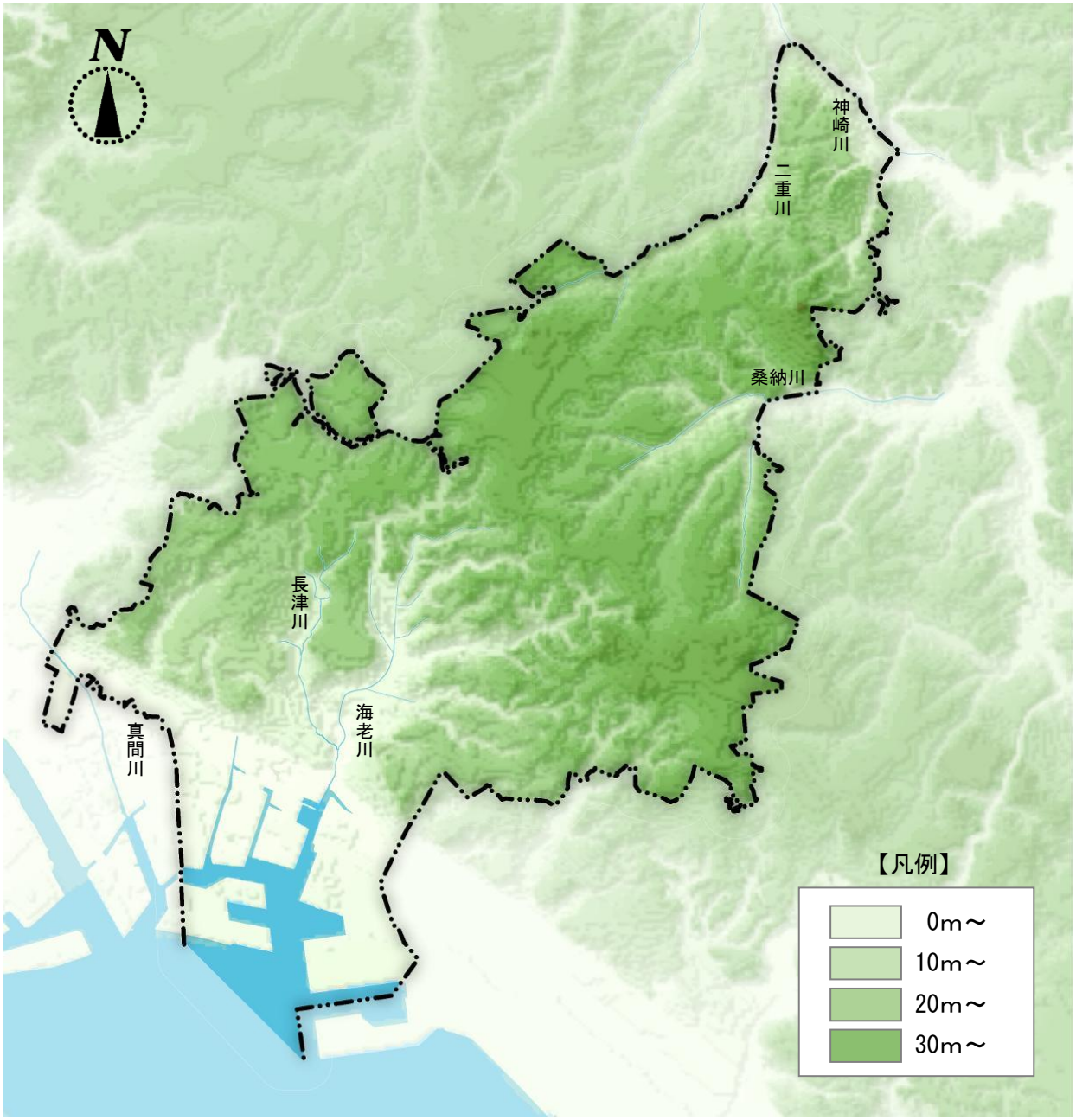

（国土地理院発行の数値地図 50mメッシュ（標高）及びカシミール 3D（http://www.kashmir3d.com/）を使用して作成した。）

船橋市の地形

② 市街地発展の歴史

＜街道の宿場としての発展＞

江戸時代、徳川家康は街道の新設・整備に努めましたが、その一つに船橋から東金に至る御成街道がありました。船橋は、この他に佐倉（成田）街道、上総道（房総往還）の集中する所であったため、宿場として大いに発展し、江戸後期には旅館数が 30 件にも上りました。

宿場町として栄える一方、農業漁業も盛んに行われていました。特に、船橋の海は、徳川将軍家に魚介を献上する「御菜の浦」として大事にされていました。江戸時代後期になると、市域西部の村や宿場近隣で、商品作物や果実の栽培が行われるようになりました。また、海神や三田浜において塩田による塩業が行われるようになり、この塩業は昭和 4 年の政府の塩業地整理令まで続けられていました。

江戸時代の商工業

宿場町としての繁栄のみならず農業漁業も盛んでした。

江戸時代の交通網

江戸時代の船橋は、御成街道、佐倉（成田）街道、房総往還が集中する交通の要衝として栄えました。

【参考文献】千葉県の歴史：石井進・宇野俊一、山川出版

＜本町通りの変遷＞

江戸時代、本町通りは、街道の集中する宿場町船橋の中心として、さらに船橋大神宮の門前として、多くの旅籠や問屋の立ち並ぶ、まさに船橋のメインストリートとしてたいへん賑わいました。しかし、戊辰戦争により、船橋の中心部のほとんどが焼失し、本町通りも大きな被害を受けました。

明治時代に入ると、総武鉄道が東京都・本所から千葉県・佐倉の間に開通し、現在の船橋駅が開設され、これを契機に、船橋は宿場町から商業のまちへと変わりはじめ、本町通りから駅前にかけた一帯が、船橋市の中心商業地として大きく発展してきました。

昭和 37 年には、本町通りは、防災建築街区造成法（昭和 36 年法律第 110 号）による船橋市防災建築街区に指定され、日本初の防災建築街区造成事業を適用したモデル地域として、先進的な役割を担ってきました。

さらに、平成 5 年には、船橋市の中心商業地として、来街者に快適さをもたらし、楽しいショッピングができるようなまちなみを形成するため、建物の壁面のセットバックをはじめとした、建築物の建て替えや新築にあたっての覚え書き（「船橋市本町通り地域の街づくりに関する覚え書き」）が、船橋市と船橋市本町通り商店街振興組合の間で取り交わされ、良好なまちなみ形成が進められています。

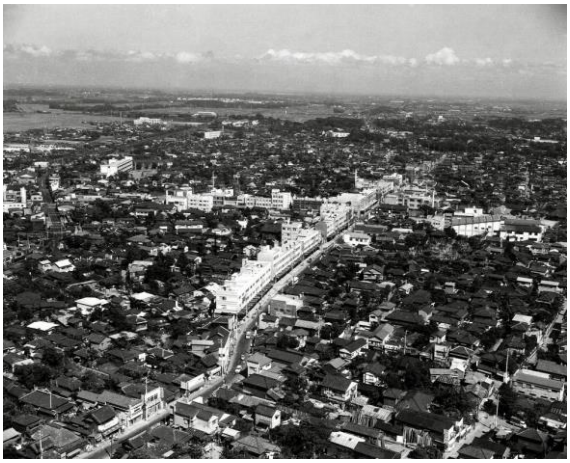

本町通り（左：昭和 36 年、右：昭和 37 年）

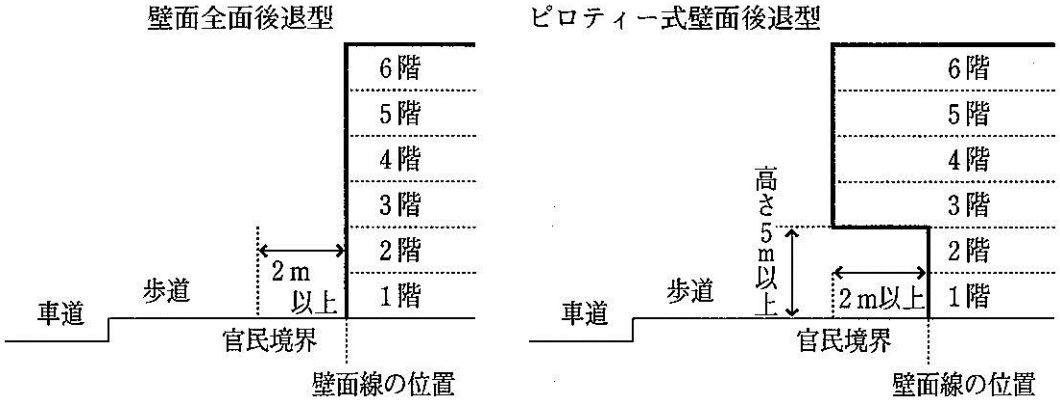

覚え書きによる壁面後退の模式図
（「船橋市本町通り地域の街づくりに関する覚え書き（概説）」より）

昭和 12 年の本町通り

昭和 27 年の本町通り（奥に見えるのが船橋大神宮）

昭和 39 年の本町通り（海老川橋付近）

＜臨海部の開発と住宅団地の整備＞

「船橋市」は、船橋町、葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の 2 町 3 村が合併して、昭和 12 年 4 月 1 日に誕生しました。また、昭和 22 年に新京成電鉄の新津田沼～薬園台間が開通し、昭和 30 年に松戸まで全線開通すると、沿線には前原・習志野台・高根台といった大型団地が造成されました。

また、戦後から臨海部の埋め立てが進み、昭和 30 年には娯楽施設として「船橋ヘルスセンター」が建設されました。その後、工場が多数進出し、葛南工業地域の中心地となっていきました。さらに、船橋港の整備とともに、食品コンビナート、卸売団地などが整備されました。

昭和 44 年には地下鉄東西線が西船橋まで延伸し、昭和 47 年には総武快速線が東京まで開通しました。その後も武蔵野線・京葉線、北総開発鉄道、東葉高速鉄道といった鉄道が次々と開通・延長し、船橋の交通網は充実の一途を辿ってきました。これに伴い、市内には夏見台・若松・金杉台・行田・芝山の公団団地が造成され、加えて民間団地の造成も盛んに行われました。なお、市内の住宅地開発は続いており、現在、東葉高速線沿線の坪井地区や飯山満地区において新たな住宅地開発が実施されています。

このように船橋市は、東京に近いという地理的条件を生かしながら、宿場町から商業のまちへと、また、近代的な都市へと発展してきました。

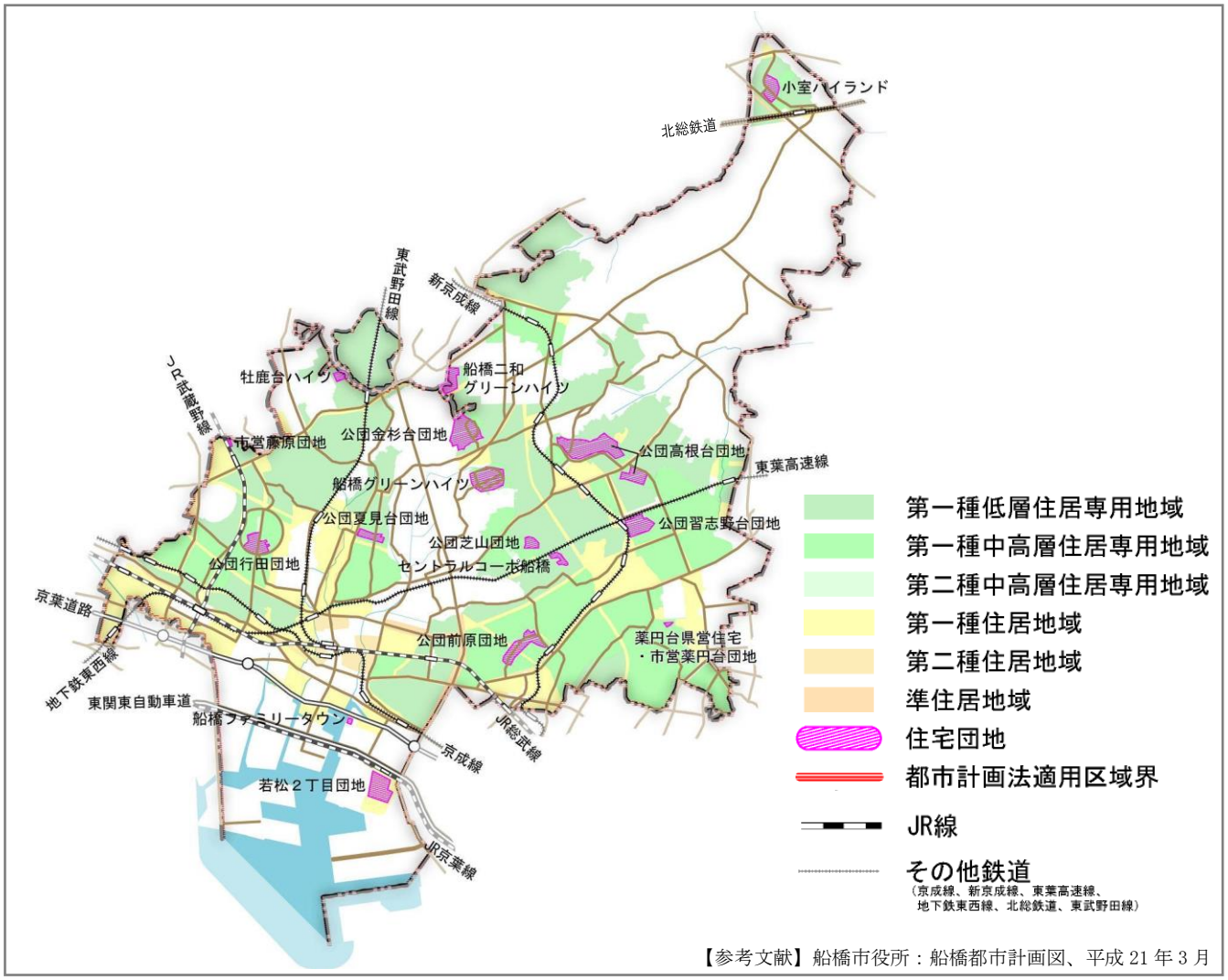

【参考文献】船橋市役所：船橋都市計画図、平成 21 年 3 月

住宅系土地利用と交通網

～空から見た船橋市の変遷～

◇ 臨海部 ◇

昭和初期（海老川河口と船だまり）

昭和前期（船だまり）

昭和 32 年（船橋ヘルスセンター）

昭和 41 年（夏見上空から海老川河口を望む）

昭和 50 年（潮見町の埋立地）

◇ 船橋駅 ◇

昭和 26 年（船橋駅から南を望む）

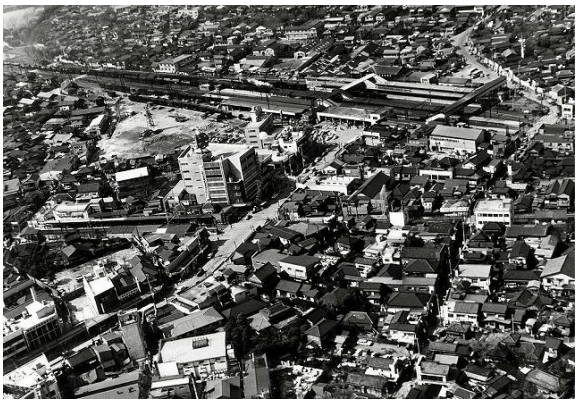

昭和 40 年（船橋駅南口）

昭和 43 年（船橋駅から南を望む）

昭和 35 年（駅前通り交差点）

昭和 36 年（駅前通り交差点）

◇ 西船橋駅 ◇

昭和 36 年（西船橋駅）

昭和 43 年（西船橋駅）

◇ 住宅団地 ◇

昭和 41 年（高根台団地）

昭和 42 年（習志野台団地）

③ 人　口

昭和 35 年から日本住宅公団（現独立行政法人都市再生機構）による大規模団地の造成が相次ぎ、加えて民間の宅地開発も進行しました。その後、千葉ニュータウン、行田団地、芝山団地などの入居が始まったこともあり、昭和 25 年に 8 万 3 千人程度であった船橋市の人口は増加の一途を辿り、昭和 58 年 10 月には人口 50 万人を突破しました。

近年の人口の伸びは、5 年ごとに約 10 万人前後の増加のみられた昭和 35 年～昭和 50 年までの期間と比較すると、鈍化の傾向を示しているものの、平成 22 年 1 月 1 日現在では 60 万人に達しています。（H22.1.1 現在：総数 601,396 人、男 303,407 人、女 297,989 人）

④ 土地利用

船橋市の土地利用状況を概観すると、市域南部においては都市化が進み、商業及び工業用地としての利用が多くなっています。特に臨海部は、埋め立てにより工業及び港湾用地として利用されています。

市域西部は、南側が住宅や商業用地に利用されており、北側の台地や河川沿いに畑地・果樹園、樹林地がみられます。

市域中部は、台地部が住宅用地として利用されており、海老川沿いに水田が、その周辺に畑地・果樹園、樹林地がみられます。

市域東部は市街化が進んでおり、大部分が住宅用地として利用されています。

市域北部は、南側の一部が住宅用地としての利用が多いほか、大部分が緑地、畑地・果樹園、水田として利用されています。

本市の土地利用別面積については、平成 18 年 1 月 1 日現在、総面積の 45％強を宅地が占めており、次いで畑地が約 14.27％を占めています。また、住宅用地、商業・業務用地、工業用地などの都市的土地利用は増加する傾向にあり、農用地、森林地などの自然的土地利用は減少する傾向にあります。

地目別面積（平成 18 年 1 月 1 日現在）

地目	田	畑	宅地	池・沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積（k ㎡）	2.73	12.22	38.78	0.01	3.71	0.03	0.05	9.93	18.19
構成比（%）	3.19	14.27	45.28	0.01	4.33	0.04	0.06	11.59	21.24

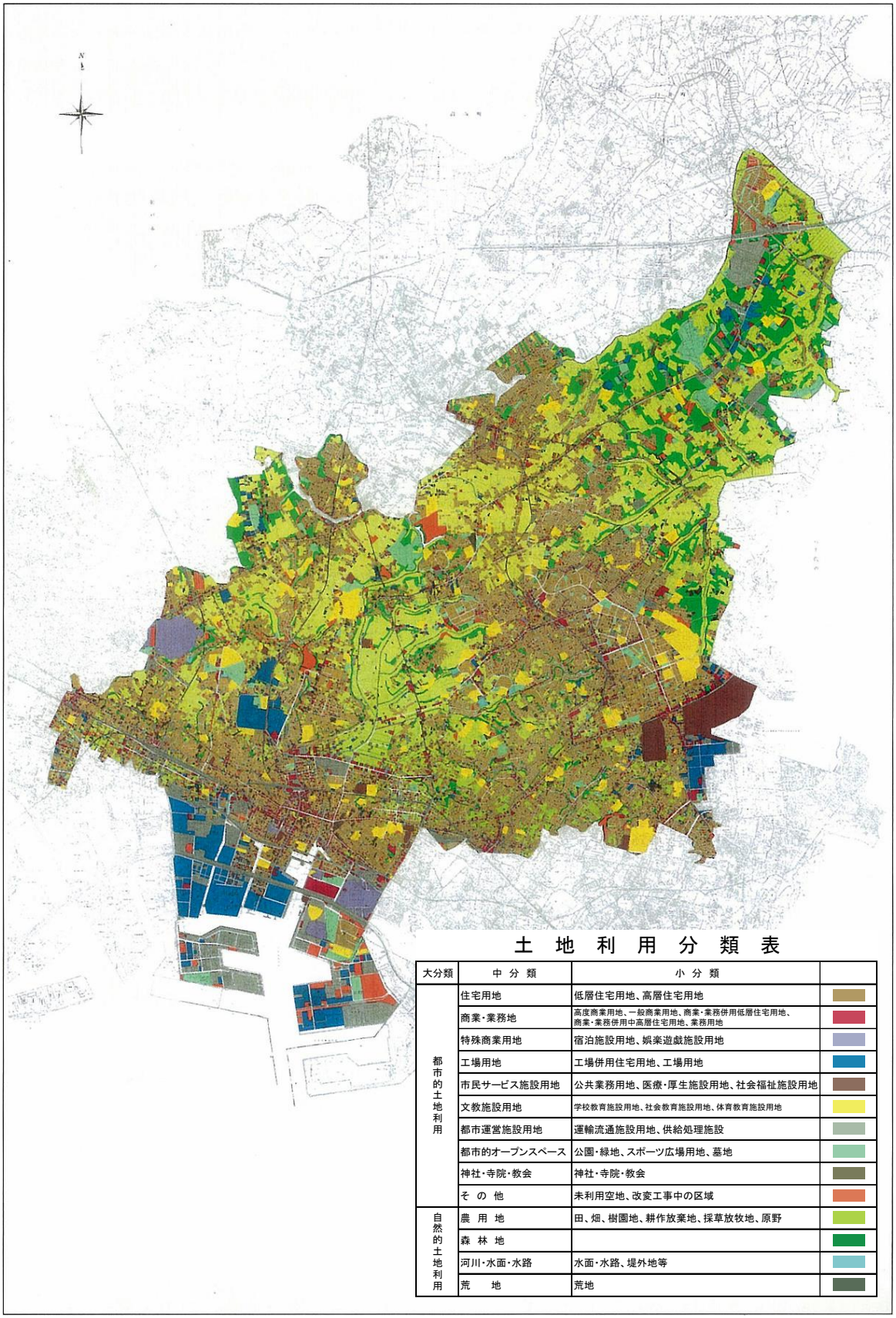

土地利用分類図

⑤ 都市計画・都市整備状況

船橋市では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。平成 22 年 1 月現在、市街化区域は約 5,509ha(都市計画区域の 64.3%)、市街化調整区域は 3,055ha(同 35.7%)となっています。

用途地域について、平成 22 年 1 月現在、船橋市では市街化区域内の土地について、第二種低層住居専用地域を除く 11 種類の用途地域を都市計画決定しています。用途地域とは、建築物の用途、建ぺい率、容積率などを定める地域です。内訳は住居系用途地域が約 4,265ha（全体の 77.4%)、商業系用途地域が約 373ha（同 6.8%)、工業系用途地域が約 871ha（15.8%）となっています。

なお、第一種低層住居専用地域については、建築物の高さの最高限度が 10m に定められています。

用途地域

平成 20 年 11 月 18 日変更千葉県告示第 833 号
(当初決定)昭和 48 年 2 月 27 日千葉県告示第 155 号

用途地域	建ぺい率(%)	容積率（%）	面積（ha）	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	40,50	80,100,150	1,764	32.0
第一種中高層住居専用地域	50,60	150,200	1,278	23.2
第二種中高層住居専用地域	60	200	9.8	0.2
第一種住居地域	60	200	959	17.4
第二種住居地域	60	200,300	188	3.4
準住居地域	60	200	66	1.2
近隣商業地域	80	200,300	88	1.6
商業地域	80	400,500,600,700,800	285	5.2
準工業地域	60	200,300	317	5.8
工業地域	60	200	206	3.7
工業専用地域	50,60	200	348	6.3
合計	－	－	5,509	100.0

高度地区について、平成 22 年 1 月現在、船橋市では用途地域の一部に、以下に示す 4 種類（約 3,127ha、市街化区域の約 56.8%）を都市計画決定しています。

高度地区とは、日照、通風、採光などの市街地環境を維持するため、または土地利用の増進を図るため建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区です。

高度地区

種類		面積
第一種高度地区	最高限度 20m	約 1,786ha
	最高限度 31m	約 93ha
第二種高度地区	最高限度 20m	約 449ha
	最高限度 31m	約 799ha
合計		約 3,127ha

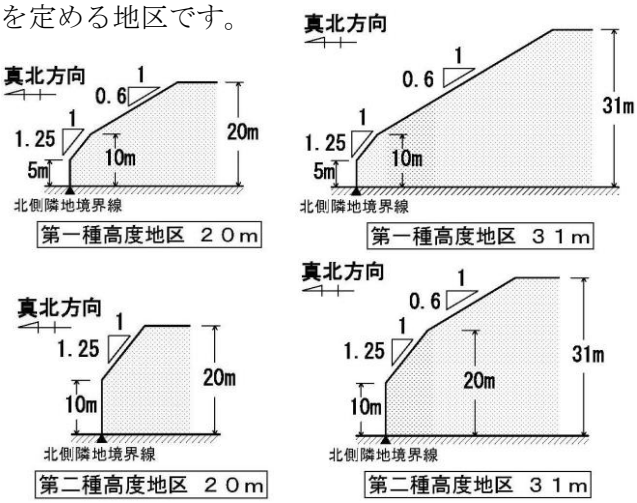

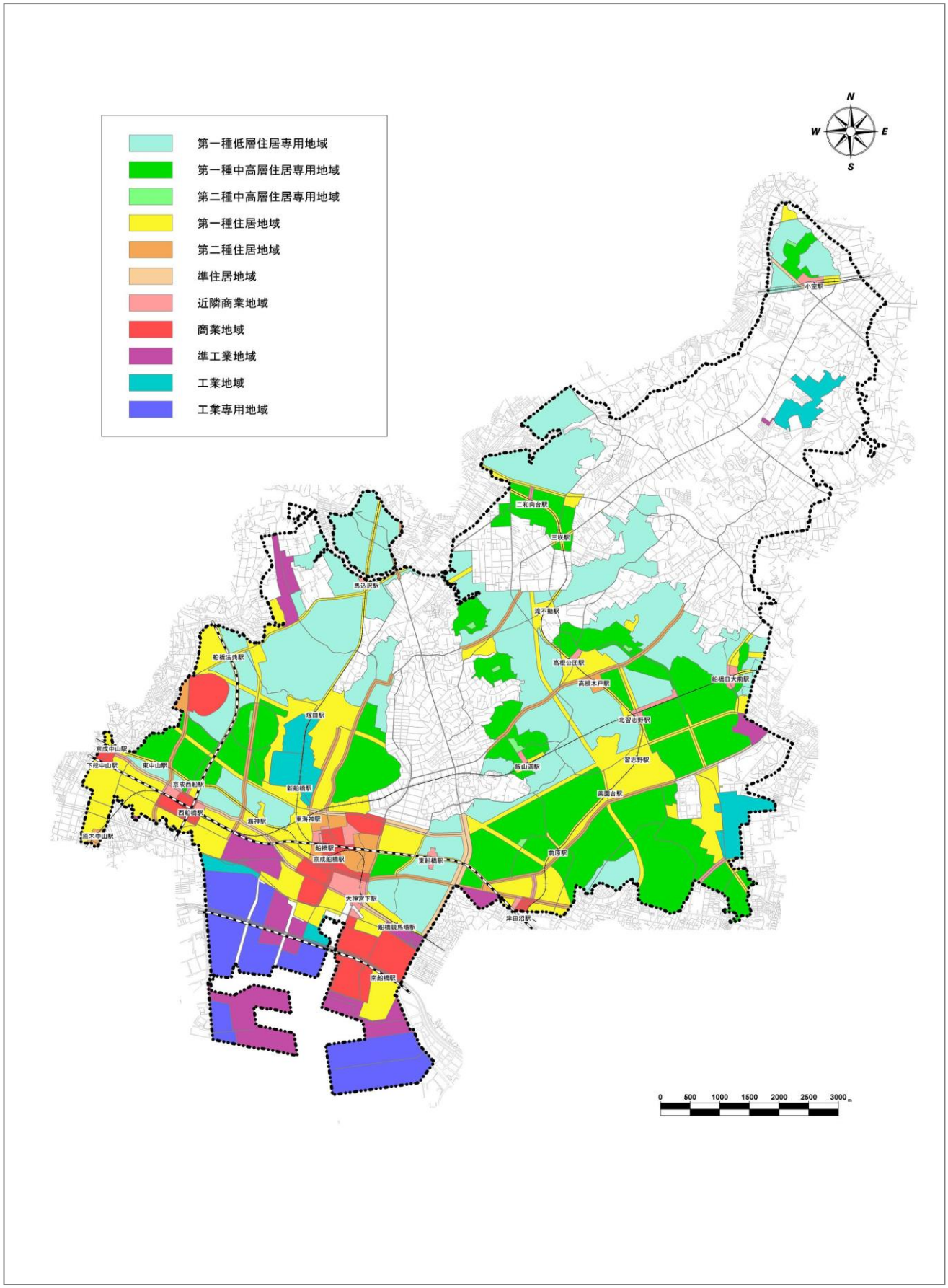
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域
N
W
E
S
小室駅
二和向台駅
三咲駅
馬込沢駅
薄不動駅
船橋法典駅
高根公団駅
高根木戸駅
船橋日大前駅
北習志野駅
塚田駅
京成中山駅
下総中山駅
東中山駅
飯山満駅
習志野駅
京成西船駅
新船橋駅
薬園台駅
西船橋駅
海神駅
東海神駅
高木中山駅
船橋駅
京成船橋駅
東船橋駅
前原駅
大神宮下駅
津田沼駅
船橋競馬場駅
南船橋駅
0
500
1000
1500
2000
2500
3000
m

都市計画図（用途地域）

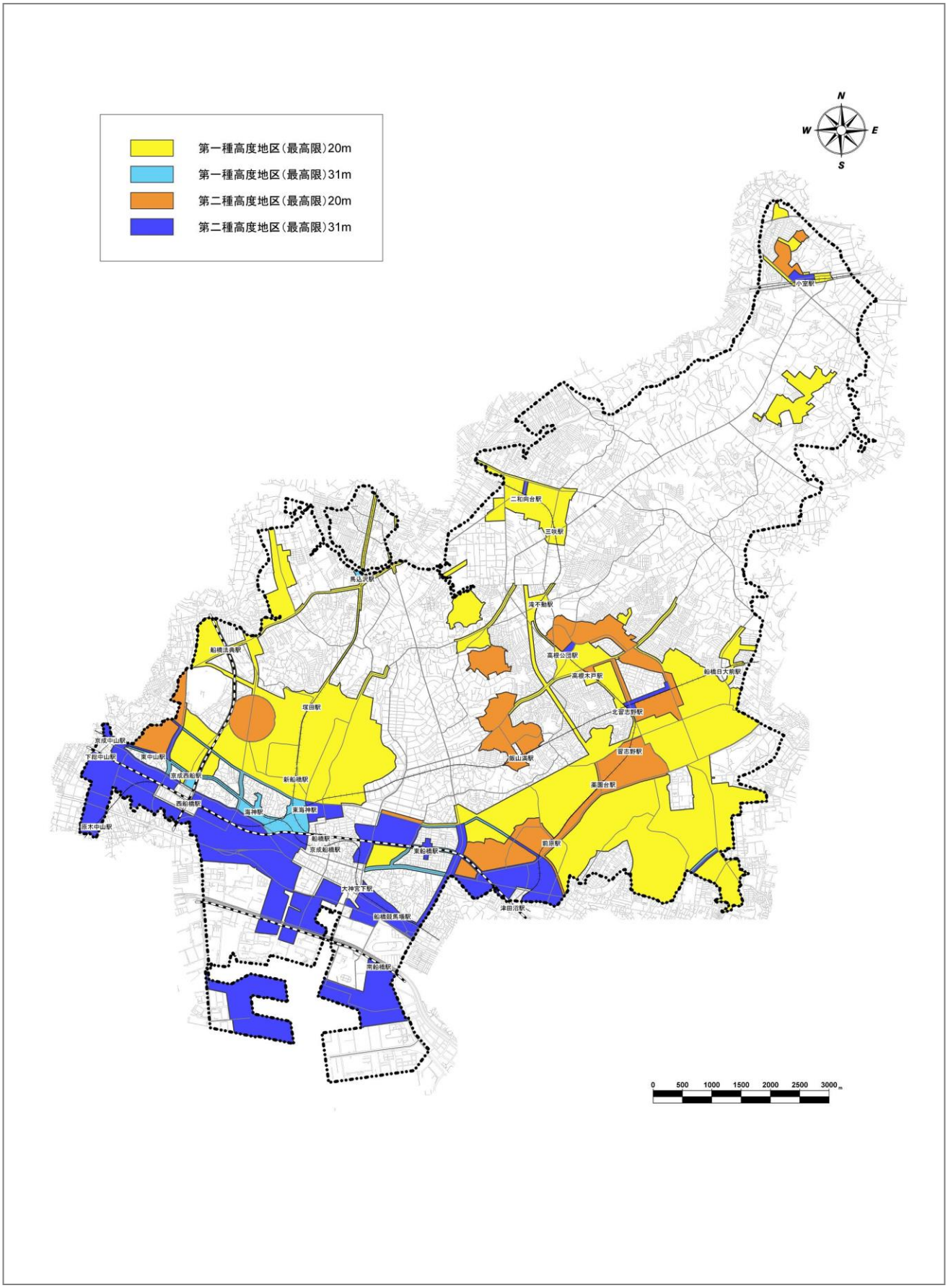
第一種高度地区（最高限）20m
第一種高度地区（最高限）31m
第二種高度地区（最高限）20m
第二種高度地区（最高限）31m
N
W
E
S
小室駅
二和向台駅
三咲駅
馬込沢駅
滝不動駅
船橋法典駅
高根公園駅
高根木戸駅
船橋日大前駅
北習志野駅
塚田駅
京成中山駅
下総中山駅
東中山駅
京成西船駅
新船橋駅
習志野駅
飯山満駅
薬園台駅
西船橋駅
海神駅
東海神駅
船橋駅
京成船橋駅
東船橋駅
前原駅
大神宮下駅
津田沼駅
船橋競馬場駅
南船橋駅
0
500
1000
1500
2000
2500
3000

都市計画図（高度地区）

地区計画について、平成22年1月現在、船橋市では以下に示す9地区（約212.5ha）を都市計画決定しています。

地区計画とは、一定の地区レベルで、道路・公園などの地区施設や建築物、土地利用についての計画を地区住民の意向を反映しつつ総合的かつ一体的に定め、その地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備や保全を図るための計画です。

地区計画

名称	位置	面積（ha）	目標	地区整備計画の内容
やよい町地区	坪井町の一部	約2.7	既存住宅市街地の環境の保全、増進を図り、鉄道整備による利便性を活かしつつ優良な住宅市街地の形成を目指す。	道路：区画道路１号～６号、緑地：約0.13ha、用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
やよい町第2地区	坪井町の一部	約2.0	既存住宅市街地の環境の保全、増進を図り、鉄道整備による利便性を活かしつつ優良な住宅市街地の形成を目指す。	道路：区画道路１号、用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
JR東船橋駅周辺地区	東船橋1～4丁目の各一部	約49.1	土地区画整理事業の事業効果の維持と無秩序な市街化を抑制するとともに、JR東船橋駅を中心とした日常生活における拠点機能の充実と、地域の環境に配慮した快適で良好な住宅市街地の形成と保持を図る。	用途の制限、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、かき又はさくの構造の制限
豊富・鈴身地区	豊富町、鈴身町及び車方町の各一部	約48.0	市北部に整備された工業団地「船橋ハイテクパーク」並びに関連する公共公益施設を含む区域で、研究開発型産業を中心とする低公害型工業系市街地の形成を目指す。	用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
坪井町小松地区	坪井町の一部	約 3.9	既存住宅市街地の環境の保全、増進を図り、鉄道整備による利便性を活かしつつ優良な住宅市街地の形成を目指す。	用途の制限、敷地面積の最低限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
船橋日大前駅東地区	坪井町及び習志野台７丁目の各一部	約65.5	新しい拠点となる地区にふさわしい土地利用と都市機能の充実を図り、自然と調和する魅力的な街並み景観と良好で質の高い住環境を形成し、保持していくことを目指す。	用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
飯山満地区	飯山満２丁目及び３丁目並びに芝山１丁目及び３丁目の各一部	約16.1	快適で利便性の高い商業・文化空間を創出しつつ、計画的かつ合理的な土地利用を誘導し、良好な都市環境を形成し、将来にわたり維持保全することを目指す。	用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
前原団地地区	前原西６，８丁目及び中野木２丁目の各一部	約13	周辺地域と調和のとれた街並みの形成に配慮し、基盤整備を始め、良質な住宅の供給、商業施設等の再生が図られつつあり、これまで培われてきた良好な住環境を継承し、保全することを目指す。	用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限
前貝塚イトーピア地区	前貝塚町の一部	約12.2	ゆとりと風格のある住環境を保全し、良好な街並みの形成を目指す。	用途の制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、形態又は色彩その他の意匠の制限

風致地区について、平成 22 年 1 月現在、船橋市では葛飾、中山競馬場、法典、滝不動の 4 地区（約 508.3ha）を都市計画決定しています。

風致地区とは、樹林地、水辺などの良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める地区です。

風致地区

名称	面積（ha）
葛飾風致地区	約 95.0
中山競馬場風致地区	約 89.1
法典風致地区	約 107.2
滝不動風致地区	約 217.0
計	約 508.3

⑥ 景観に関する規制状況

景観に関する規制状況としては、船橋市では、船橋市屋外広告物条例に基づき、屋外広告物禁止地域を定め、広告物の表示や設置について適正な規制と誘導を行っています。

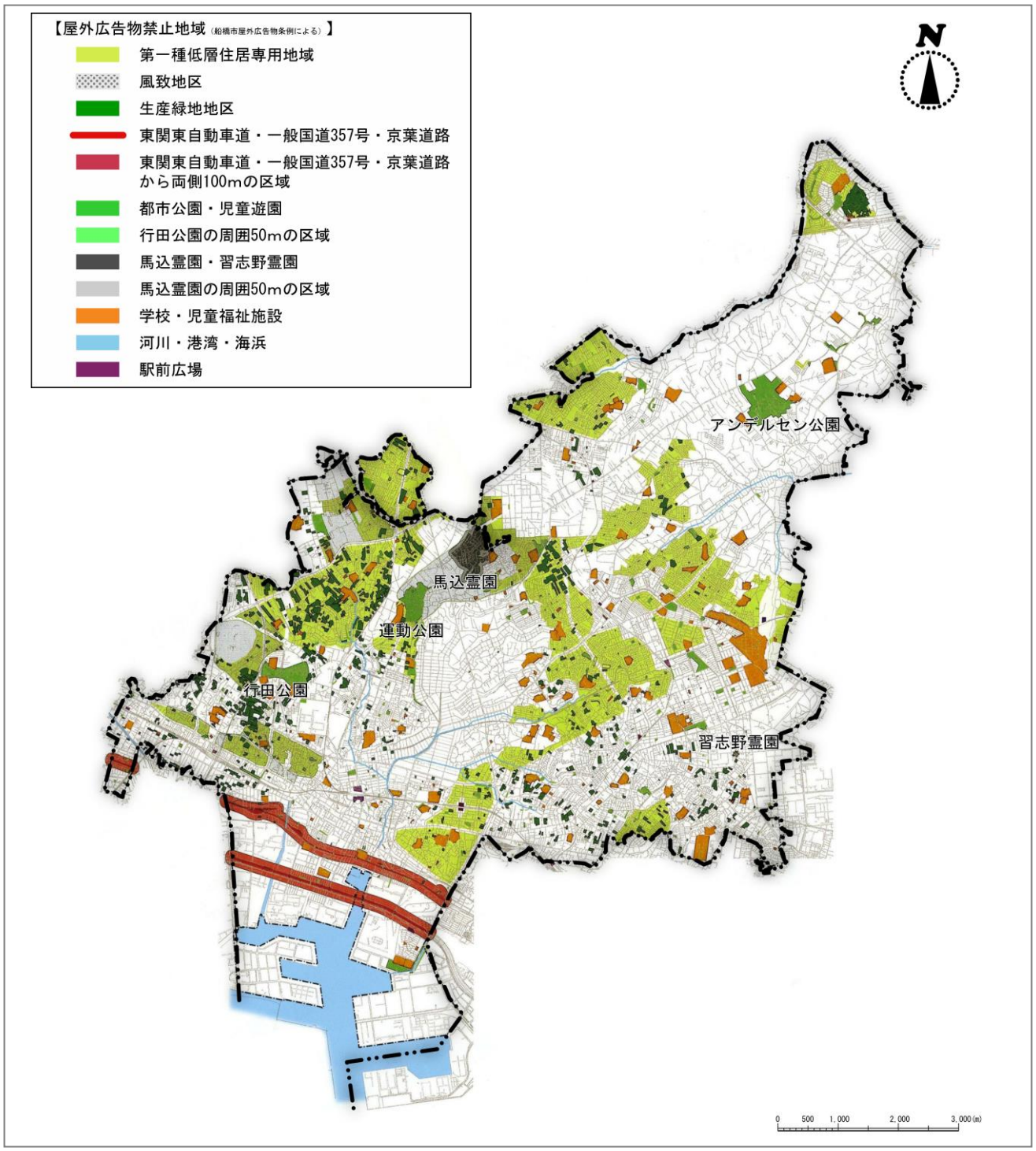

屋外広告物規制図（参考）

（２）船橋市の景観特性と課題

船橋市の景観特性と課題を際立たせるため、主に土地利用や都市構造に着目して、「①景観の骨格をかたちづくる『自然・田園の景観』」、「②様々な都市活動が創り出す『都市の景観』」、「③季節の変化、人々の日々の営みが彩る『人々の活動の景観』」の３つの視点から読み解き、14 の景観類型に整理しました。

		景観類型	主な対象地域・施設等
①自然・田園の景観	土地利用	01 田園景観	・農地（市街化調整区域[農業振興地域]） 等
	自然資源	02 みどりの景観	・緑地、公園、斜面林、巨木、松林 等
		03 水辺景観	・河川、海岸及びその周辺 等
②都市の景観	土地利用	04 商業地景観	・商業系用途地域（駅前商業地、沿道型商業地、大規模商業施設） 等
		05 住宅地景観	・住宅系用途地域（低層住宅地、中高層住宅地、住宅団地） 等
		06 工業地景観	・工業系用途地域（臨海工業地、内陸工業地） 等
	都市施設	07 みなとの景観	・港湾、漁港及びその周辺 等
		08 公共施設景観	・市役所・公民館、文教施設 等
		09 幹線道路や鉄道からの沿線景観	・幹線道路沿道、鉄道沿線 等
		10 駅及び駅前の景観	・JR 及び私鉄沿線の各駅及び駅前 等
		11 歴史・文化景観	・神社仏閣、歴史的建造物、史跡 等
		12 レクリエーション施設の景観	・レクリエーション施設、遊興レジャー施設 等
③人々の活動の景観		13 暮らしの景観	・市民や事業者が日々行う景観形成の取り組み
		14 まつりやイベントの景観	・民俗芸能、まつり 等

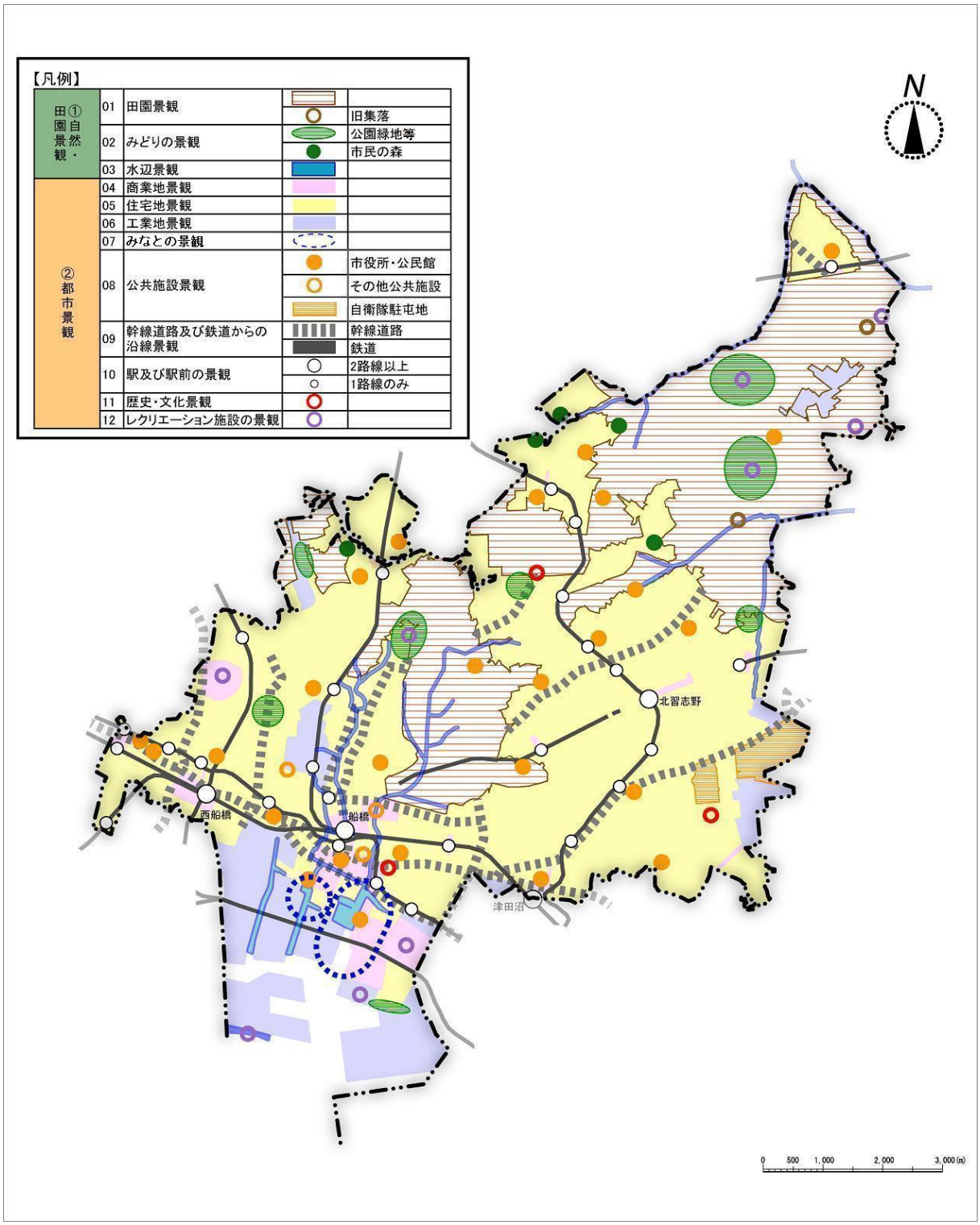
【凡例】
①自然景観・田園景観
01 田園景観
旧集落
02 みどりの景観
公園緑地等
市民の森
03 水辺景観
②都市景観
04 商業地景観
05 住宅地景観
06 工業地景観
07 みなとの景観
08 公共施設景観
市役所・公民館
その他公共施設
自衛隊駐屯地
09 幹線道路及び鉄道からの沿線景観
幹線道路
鉄道
10 駅及び駅前の景観
2路線以上
1路線のみ
11 歴史・文化景観
12 レクリエーション施設の景観
N
北習志野
西船橋
船橋
津田沼
0 500 1,000 2,000 3,000(m)

景観構造図

①　景観の骨格をかたちづくる自然・田園の景観

【特性】

○　臨海部から丘陵部まで、起伏に富んだ自然地形の骨格を有する船橋市では、自然地形の目鼻立ちの表れた自然景観が、景観特性のひとつになっています。

○　中小河川が形成する谷津地形における谷津田と斜面林の景観、市内各所に点在する市民の森や大規模な公園・緑地などが創出するみどりの景観、河川や臨海部の水辺の景観など、船橋市内では様々な自然景観を楽しむことができます。

○　公園・緑地などのみどりの景観に対しては、市民の満足度も高く、特に市民の森や大規模な公園緑地のある市の北東部及び中西部における満足度が高くなっています。

○　水辺の景観や田園景観についても、魅力的あるいは大切にしたい景観として比較的多くの意見が寄せられています。

○　また、市の北東部の田園地域を中心として、昔ながらの集落形態を受け継いだ農村集落が残り、趣あるまちなみが広がっています。

谷津田と斜面林（古和釜町）

藤原市民の森

昔ながらの集落（鈴身町）

【課題】

○　起伏に富んだ自然地形を有する一方で、これまでに臨海部の埋め立てや平野部・丘陵部における急速な都市化により、こうした自然地形の骨格をとらえることが難しくなっています。

○　また、谷津田や斜面林、さらに丘陵部など、市街化調整区域においても住宅開発などの都市開発が進展しつつあり、自然地形の目鼻立ちを特徴付ける景観が徐々に失われつつある状況にあります。

○　こうした中、良好な景観の形成のために必要なルールとして、市民からは敷地の緑化や樹木保全のルールに対して高い関心が寄せられるなど、市民のみどりに対する関心の高さが伺えます。

○　一方、水辺の景観に対しては、特に臨海部において、比較的市民の不満度が高い傾向にあり、船橋市の景観特性のひとつである身近な水辺景観が、十分に活かされていないことがわかります。

港湾（潮見町）

谷津田と斜面林（夏見台）

01　田園景観

【景観の特性と課題】

○ 農地は、農業生産の場であるとともに、地形の特性を反映した四季の彩りある景観が生活にうるおいと安らぎを与える場としても貴重な存在です。

○ 船橋市には、台地上のまとまりのある農地や果樹園、斜面林と一体となった谷津田など、のびやかな田園景観が広がっています。

○ また、市の北東部を中心として、昔ながらの集落形態を受け継いだ農村集落が残り、長屋門が連なるまちなみなど、趣深いまちなみが広がっています。

○ 一方、開発や耕作放棄、不法投棄等により、田園景観を阻害する要因が生じています。

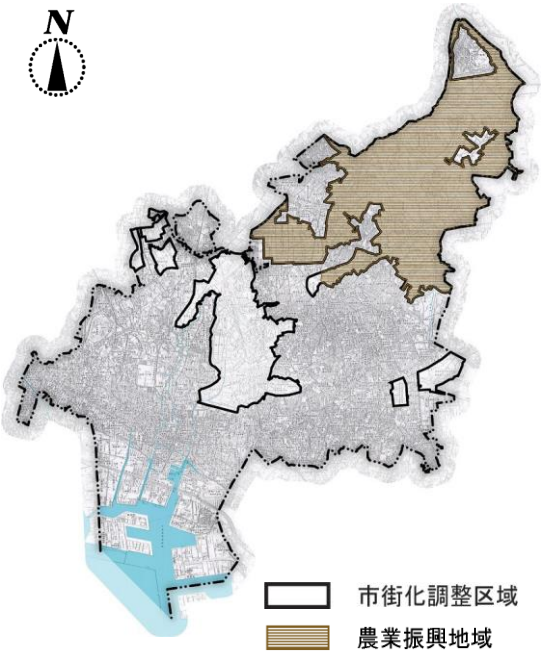

○主な景観資源

谷津田と斜面林（古和釜町）

谷津田と斜面林（夏見台）

台地上の畑地（古和釜町）

果樹園

昔ながらの集落（小野田町）

昔ながらの集落（鈴身町）

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

◇船橋市全域の景観に対する満足度／不満度

［自然の景観］…約 30.4％／約 32.1％

［田園景観］ …約 33.1％／約 24.0％

◇景観阻害要素

［田園景観を乱している建造物や工作物］…9.8％

◇「田園景観」に対するご意見・ご提案

・谷津田と斜面林の田園風景に、心が癒される。
・田畑があって潤った農家は、見ていて安心する。
・丘とくぼ地の果樹園に、ホッと心が和む。
・自然景観・文化的景観として、適切な保全と利用がなされていない。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・昔ながらの農村集落には歴史を感じる。
・車方の農村集落と谷津田の調和が美しい。
・昔のままの自然が残っており、散歩を楽しめる。
・海老川調節池は、建物がなく、空が広く感じることができる場所で気持ちよい。渡り鳥が集まる場所。ＮＰＯ等の団体が花を植えている。
・谷津田が荒れて休耕田となり、里山らしい景観を保っているところが少なくなってきた。
・農家や長屋門の連なる沿道や、果樹の季節の看板が船橋の田園景観を表している。
・田園景観に調和しないミニ開発で住宅地のスプロール化が進んでいる。道路が狭く窮屈な感じ。
・市街化調整区域の資材置き場、廃材置き場などをしっかりと考えるべき。
・沿道の貸しコンテナが、大変見苦しい。
・農家は自然(農地)を保とうという意識が少ないように思う。
・自然を残したままで、農業公園のような整備をするべき。
・かつては高いところが住宅、低いところが水田だったが、伝統的な敷地利用が崩れてきた。

02　みどりの景観

【景観の特性と課題】

○　船橋市内に点在する公園緑地や市民の森、住宅街に整えられた街路樹、各地に残る巨木・名木・古木、地形の特性が表れた斜面林、歴史の趣を感じる旧海岸線の松林や屋敷林、市街地にうるおいを与える生産緑地など、船橋市では、地域ごとに個性のある四季折々のみどりの景観を楽しむことができます。

○　こうした現況の良好なみどりを維持管理していくとともに、新たなみどりを創出していくことも大切です。

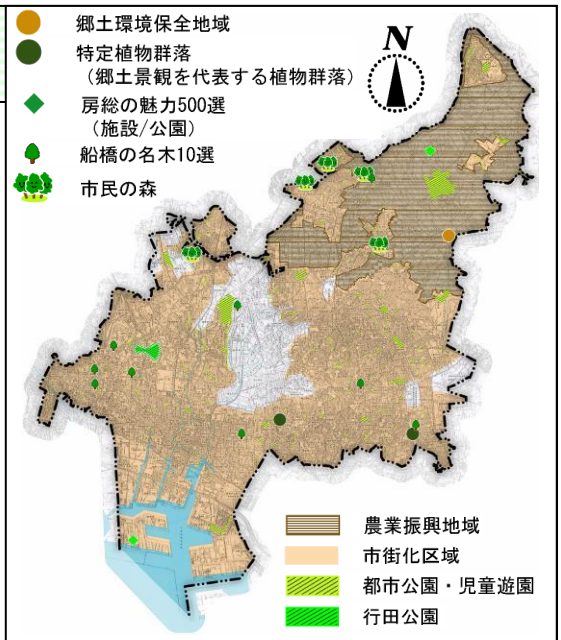

○主な景観資源

行田公園

藤原市民の森

高根公団駅前の街路樹

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［自然の景観］…約 30.4%／約 32.1%
［田園景観］…約 33.1%／約 24.0%
［大規模な公園・緑地の景観］…約 61.8%／約 10.8%

お住まいの身近な地域の景観に対する満足度／不満度
［公園や緑地の景観］…約 40.4%／約 34.3%

景観阻害要素
［田園景観を乱している建造物や工作物］…9.8%

良好な景観形成のために必要なルール
［敷地の緑化や樹木保全のルール］…51.3%

日常生活における景観づくりの取り組み
［窓や玄関口に鉢植えやフラワーポットなどを置いている］…43.1%
［道路に沿って生垣を作ったり植木を植えている］…21.4%

景観づくりへの参加
［地域や家庭で花や緑を増やす］…51.2%
［地域の公園や道路などを近所の人と協力してきれいにする］…44.8%

「みどりの景観」に対するご意見・ご提案

- 公園は、きれいで歩きやすく、四季が楽しめて良い。
- 市民の森には沢山のみどりがあり、森林浴ができて良い。
- 整備されている道路と樹木が魅力的であり、美しさを感じる。
- 百年以上生きている木を見ていると、平安な気持ちになる。
- 斜面林や雑木林は、四季の変化を楽しませてくれる。
- 手入れをまめにして、いつも青々と揃っている屋敷林や生垣のみどりは良い。
- 公園をもう少し整備して明るくすれば、安心して楽しめるのにもったいないと思います。
- 樹木の経費削減のためと言って、木の減少が行われている。
- 斜面林や雑木林は、狭く野放しになっている印象で、魅力が活かされていない。
- 庭の無い住宅群はみどりが少なく、圧迫感がある。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

- 県民の森、市民の森、アンデルセン公園の緑を残していきたい。
- 斜面林を、これからも残していきたい。
- 風致地区は、ある程度緑が守られているが、これからもしっかり守ってほしい。
- 斜面林、松林は、旧海岸線の名残を残している。
- 斜面林を守るため、市民が植樹に取り組んでいる。全市に同様の取り組みを広げると良い。
- 道路沿いに草花を植えている農家がある。
- 法華経寺参道には、大きな木があり気持ちいい。
- 松林、シンボルとなるような大木がどんどん切られ、なくなってしまっている。
- 市の公園では、樹木の管理をしっかりしてほしい。
- 林や藪に不法投棄がある。
- 林が残っていたがけ地が、コンクリートのよう壁となった、開発時に緑を残すように指導すべき。
- 住宅が良好な斜面林の連続性を分断している。
- 北習志野駅前の並木が伸びすぎている、ムクドリのフンで汚い。

03　水辺景観

【景観の特性と課題】

○ 船橋市には、海老川、二重川、神崎川、桑納川、真間川をはじめとするいくつかの中小河川が流れ、それぞれ個性的な水辺の景観を形成しています。

○ また、趣向を凝らした橋のデザイン、河川沿いのジョギングロード整備など、親しみやすい水辺の景観整備が行われています。

○ さらに、東京湾には三番瀬と呼ばれる貴重な干潟が残されており、多様な水辺の生き物が生息する自然度の高い水辺景観を楽しむことができます。

○ 一方、臨海部には船橋港や船だまり、親水公園が整備されており、水辺景観を楽しむことが出来るところもありますが、今後は、さらに身近に感じられるような水辺の景観づくりが求められています。

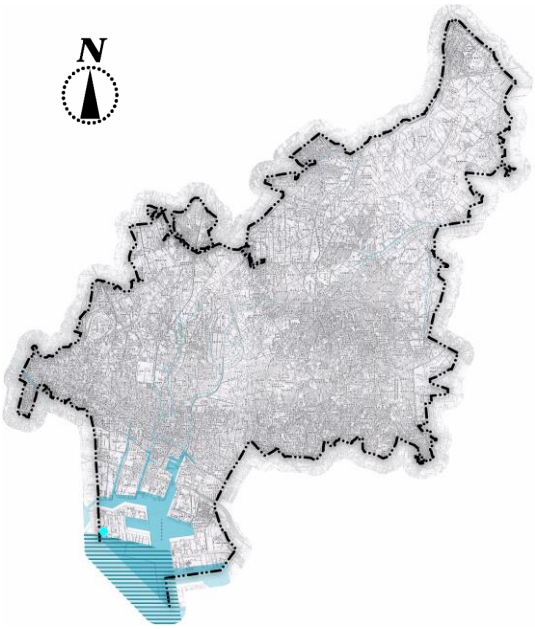

三番瀬

房総の魅力500選
（自然/海岸・岬・干潟・島）

○主な景観資源

海老川ジョギングロード

三番瀬

港湾（潮見町）

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［水辺の景観］…約 32.7%／約 38.4%

お住まいの身近な地域の景観に対する満足度／不満度
［河川や水路の景観］…約 18.3%／約 45.0%

景観阻害要素
［汚れた川や海］…32.1%

「水辺景観」に対するご意見・ご提案

・川の両側に桜の木が並んでおり、春には見事な景色を見せてくれる。
・港湾都市であるため、水辺景観は必要な景観。
・干潟は、海のレジャーが楽しめる数少ないところ。
・干潟は、将来に担って大切にしていきたいところ。
・せっかくの川なのに悪臭・汚れなどで近づきたくない。道も暗い感じがする。
・河川沿いには遊歩道が整備されているが、河川があまりにも人工的。
・海が汚れていて、ゴミが多い。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・水辺の景観を良くすると、憩いの空間として人が集まるようになる。
・遊水地を利用して、よりよい整備を図りたい。
・海老川沿いに古い呉服屋さんが多いのは、染物を海老川で染めたから。
・三番瀬の水辺を大切にしていきたい。富士山や夕日も眺望でき、海が美しい。渡り鳥が少なくなっている。もっと自然と触れ合えるようにしてほしい。
・良い景観を呈していた調整池が、突然埋められてしまった。
・海老川沿いが開発されてしまうのは惜しい。
・谷津田を流れる金杉川が家庭雑排水で汚れている。かつてはシジミが採れた。
・公共下水道を整備すれば、元の自然河川の姿に近づけるのではないか。
・木戸川沿いはウォーキングのコースだったが自然景観が壊されつつある。
・船橋駅から海老川沿いにサイクリングロードで海までつながると良い。

②　様々な都市活動が創り出す都市の景観

【特性】

○　江戸以来、みなと町として賑わい、また街道の宿場町として発展した長い歴史を反映して、船橋市内にはまちの記憶・暮らしの記憶を伝える歴史・文化資源が点在し、船橋市を特徴付ける歴史・文化景観を形成しています。こうした歴史・文化景観に対しては、魅力的あるいは大切にしたい景観として比較的多くの意見が市民から寄せられています。

○　一方、戦後の高度経済成長期以降、急増する都心人口を受け止めるために開発された住宅団地が市内各所に点在し、成熟した住宅地景観を呈しています。こうした住宅地の中には、建て替えによる更新期を迎えているものもありますが、船橋市の成り立ちを伝える景観資源として、改めてとらえ直すこともできます。

○　また、市内を縦横に走る鉄道網や鉄道駅、幹線道路網、商業地や工業地、公共施設についても、船橋市の成り立ちの表れた景観特性としてとらえることができます。

○　さらに、レクリエーション施設の景観に対しては、魅力的あるいは大切にしたい景観として比較的多くの市民意見が寄せられています。

船だまり（栄町）

高根台団地

アンデルセン公園

【課題】

○　まちの記憶・暮らしの記憶を伝える歴史・文化資源が点在する一方で、戦後の急速な都市化により、こうした資源は失われ、あるいは市街地に埋もれ、現状では景観特性としてとらえることは難しく、船橋市の成り立ちの表れた景観特性として顕在化していくことが求められています。

○　また、道路景観や商業地景観、駅及び駅前の景観に対しては、全般的に市民の不満足度が高く、好ましくないあるいは魅力が活かされていない景観としても比較的多くの意見が挙げられており、船橋市の成り立ちの表れた景観特性として今後の改善が求められます。

○　さらに、住宅地景観に対して、マンション建設などに関して、好ましくないあるいは魅力が活かされていない景観として比較的多くの意見が寄せられており、船橋市の成り立ちの表れた景観特性として今後の改善が求められています。

○　遊興レジャー施設や商業施設などの集客拠点においては、船橋市の顔としての役割も担うことから、周辺景観との調和を図るとともに、まちの顔としてふさわしい景観形成を図ることが求められます。

JR 船橋駅南口の商業地

国道 14 号（西船）

中山競馬場

04　商業地景観

【景観の特性と課題】

○ 船橋市には、船橋駅周辺の中心商業地をはじめ、JR 沿線駅前の商業地や沿道型大規模商業施設、日々の暮らしを支える私鉄沿線駅前の商店街など、地域ごとに商業地景観が形成されています。

○ 特に、船橋駅周辺は、人々を迎える玄関口として、賑わいのある景観を形成しています。

○ 一方、周辺と調和しない建築物や屋外広告物、電柱や電線類、ゆとりのない歩行者空間など、賑わいある商業地景観を阻害する要因も見られます。

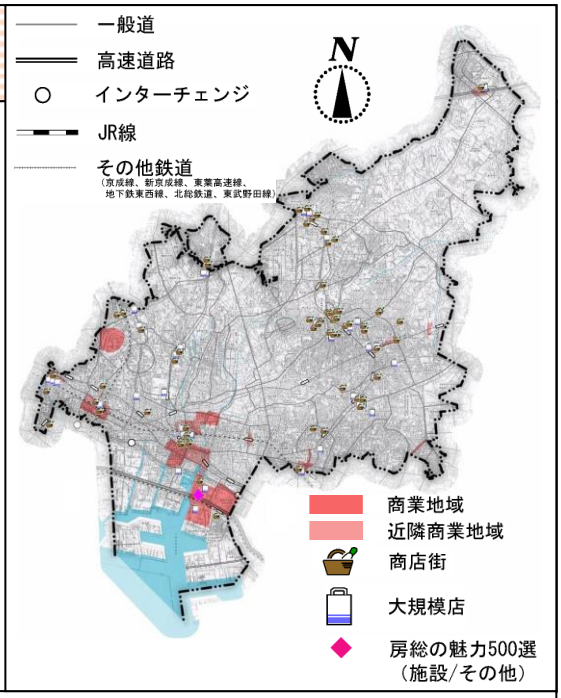

○主な景観資源

JR 船橋駅南口の商業地

習志野台商店街

ららぽーと

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［まちの顔となる中心市街地や駅周辺の景観］
…約 19.3%／約 57.5%

お住まいの身近な地域の景観に対する満足度／不満度
［身近な商店街の景観］…約 18.3%／約 48.8%

景観阻害要素
［立て看板や捨て看板、貼り紙］…38.5%
［色やデザインに統一感のないまちなみ］約 34.4%
［電柱や電線類］…34.3%
［色やデザイン、大きさや高さなどが周囲から突出した建築物や工作物］…20.0%
［屋外広告物や案内標識］…17.3%

今後景観について取り組むべきこと
［景観を乱している建築物や広告物などを規制、指導する］…40.6%

良好な景観形成のために必要なルール
［敷地の緑化や樹木保全のルール］…51.3%
［看板や広告物などの大きさや設置場所のルール］…42.1%
［建築物や看板などの色やデザインなどのルール］…23.5%
［建築物の高さのルール］…22.0%
［敷地面積のルール］…8.3%

「商業地景観」に対するご意見・ご提案
・船橋駅周辺は、船橋市を代表する繁華街。
・ららぽーとや船橋駅は、他の市・他の県からも人が集まる重要な地域である。
・私鉄沿線駅前商業地には、古き良き船橋の名残があり、古い建物の商店も大切にすべきと思う。
・JR 沿線駅前商業地は、無秩序で無機質、潤いが無く、情緒が無い。
・JR 沿線駅前商業地は、どこにでもある景色で特色が無い。
・JR 沿線駅前商業地は、パチンコ屋等の看板やネオンが毒々しく、建物も乱立していて落ち着かない。
・私鉄沿線駅前商業地は、商店街の並びの通りが混雑し、汚い感じがある。
・私鉄沿線駅前商業地では、歩道景観の改善が必要。
・私鉄沿線駅前商業地には、古いお店が多く気軽に買い物ができない。
・私鉄沿線駅前商業地では、昔ながらの良さ、商店街の良さが出ていない。時代の流れは分かるが寂しい。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・商業地における高層マンションの過密化がすすんでいる。
・裏通りの商店街に活気がない、暗い。

05　住宅地景観

【景観の特性と課題】

○　高度経済成長期に造成された大規模な住宅団地、地域ごとにまとまりをもって整えられた住宅地、近年、盛んに建設されている高層マンション、さらには昔ながらの集落など、船橋市内には多様な住宅地景観が形成されています。

○　一方、市街化調整区域などの都市周辺部まで住宅開発が急速に進み、良好な自然景観や田園景観と調和しない要因も生じています。

○　また、老朽化した住宅団地の建て替えや、新興住宅地の造成、都心部の高層マンション建設ラッシュにより、船橋の住宅景観は少しずつその様子を変えつつあります。

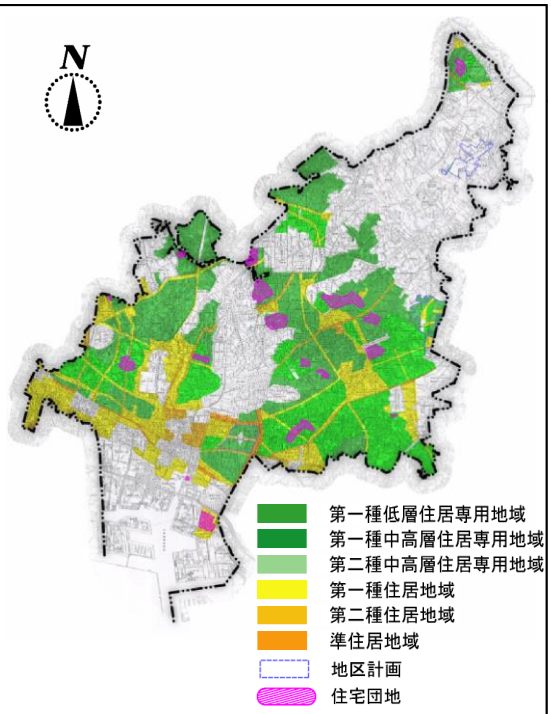

○主な景観資源

行田団地

習志野台団地

坪井地区

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［住宅地の景観］…約 18.6%／約 37.7%
お住まいの身近な地域の景観に対する満足度／不満度
［自宅を中心とした住宅地のまちなみ］
…約 28.5%／約 41.3%
景観阻害要素
［色やデザインに統一感のないまちなみ］…約 34.4%
［電柱や電線類］…約 34.3%
［色やデザイン、大きさや高さなどが周囲から突出した建築物や工作物］…約 20.0%
今後景観について取り組むべきこと
［景観を乱している建築物や広告物などを規制、指導する］…40.6%
［歴史的な建築物や景観上重要な樹木の保全を進める］…40.6%

「住宅地景観」に対するご意見・ご提案

・住宅団地の統一された建物の高さ、適度なみどり・公園、整備されたまちなみが良い。
・自然と近代施設、住宅群がきれいに融合していて良い。
・公園と住宅、沿道の樹木が調和していると思う。安心感がある。
・田園の風景の中に、急遽出現する住宅地は不快極まりない。
・土地に高低差がありすぎ、住宅が密集し過ぎている。
・計画性のなさが伺える住宅団地開発。
・無秩序な街区、歩道の駐輪場。
・東京のベッドタウン化していることから、地区に対して無責任な若者が多い。
・戸建て住宅と集合住宅の混合は、景観を悪くする。
・住宅街の中にある送電線は、景観を悪くしている。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・道路からセットバックして住宅を建て、オープンスペースに緑があると良い。
・タワーマンションの周りに低層の住居というのも１つの風景特性である。
・坪井地区の開発について、もう少し緑を残してほしかった。
・地域特性にあった建築のルールづくりが必要である。
・農村の中に建て売り住宅が建ってしまうと景観上調和しないことが多い。業者によってやり方が違い、雑多な風景となる。
・住宅の敷地が小さな区画となっている。ゆとりのある住宅地の環境を作り出すことが大切である。
・年を経て風格が出てくるような日本的住宅の建て方（材料など）にならないだろうか。

06　工業地景観

【景観の特性と課題】

○ 船橋市内には、臨海部の埋立地に造成された工業地や、内陸部に建設された工業地があります。

○ 臨海部の工業地では、景観面での配慮の少ない工場や倉庫、資材置き場などが立ち並び、うるおいの感じられない工業地景観が広がっています。

○ しかし、近年、ビアガーデンや店舗など一般市民が利用できる施設を併設した工場も現れており、賑わいのある新たな工業地の景観づくりが進んでいます。

○ 内陸部の工場移転跡地などでは、マンションや大規模商業施設の建設などが進み、工業・商業・住宅が混在するなど、周辺の景観との調和が課題となっています。

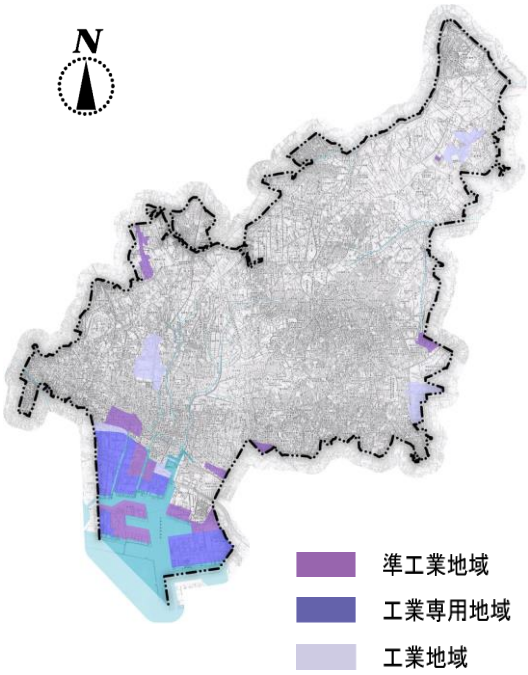

○主な景観資源

コンビナート（船橋港）

コンビナート（船橋港）

船橋ハイテクパーク

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度

［臨海部の工業地帯の景観］…約 15.6%／約 31.4%

景観阻害要素

［色やデザインに統一感のないまちなみ］…34.4%

［電柱や電線類］…34.3%

［色やデザイン、大きさや高さなどが周囲から突出した建築物や工作物］…20.0%

「工業地景観」に対するご意見・ご提案

・見るからに空気を汚染している感じ。
・みどりが少ない。
・工業地では、錆びたものやゴミが目立つ。
・せっかく海があるのに、海を楽しむ場所が少ない。

07　みなとの景観

【景観の特性と課題】

○ 船橋市は古くからみなと町として栄えてきました。船だまりや漁港は、みなと町の面影を残す特徴的な景観となっています。

○ 一方、船橋港親水公園などを除くほとんどの水際線が港湾施設、流通施設、工場等で占められており、市民が海を身近に感じられる場が限定されています。

○ 今後は、海やみなとにより親しむことのできるような水辺の景観づくりが期待されています。

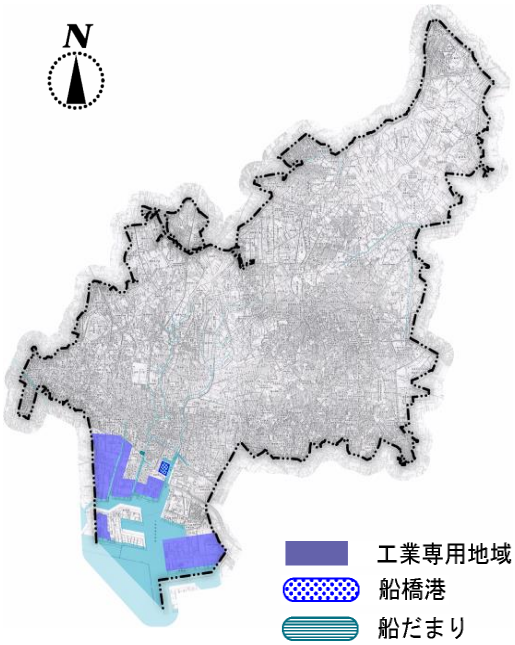

○主な景観資源

浜田橋付近の船だまり（栄町）

船橋港
（船橋港親水公園より）

船橋港親水公園（浜町）

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度

［水辺の景観］…約 32.7%／約 38.4%

［臨海部の工業地帯の景観］…約 15.6%／約 31.4%

景観阻害要素

［汚れた川や海］…32.1%

「みなとの景観」に対するご意見・ご提案

・船だまりには船橋特有の風情が漂う。できるだけこのまま残して宣伝して欲しい。
・東京湾に残る、なんとなく懐かしい風景が好きだ。
・船だまりやそこに流れ込む水路に泥が溜まっていて、景観を壊している。
・ベイエリアであること、もう少し活かせれば良いと思う。あまり景観が楽しめる場所でないのはもったいない。
・海のある市として、景観にもっと水辺を取り入れることも必要ではないか。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・湊町の船だまりは趣がある。船が出て行く風景は、船橋らしい。
・海老川河口付近　道路構造物等で海を感じられない。
・せっかくの水辺なのに親しみが持てない。海老川とつなぎ、きれいに修景すべき。
・海への眺望も、海から見た景観も良くない。
・埋立地はあまり人が入るような雰囲気ではない。

08　公共施設景観

【景観の特性と課題】

○ 船橋市内には、市役所や公民館、学校や、市場、さらにスポーツ施設など、様々な公共施設が整備されています。

○ これらの公共施設は、船橋市の、あるいは地域の顔として、先導的な景観形成を進める役割を担っています。

○ また、地域に暮らす人々や広域から訪れる人々にとっての船橋市の道しるべとなる公共サインについても、地域特性に応じた景観形成が求められています。

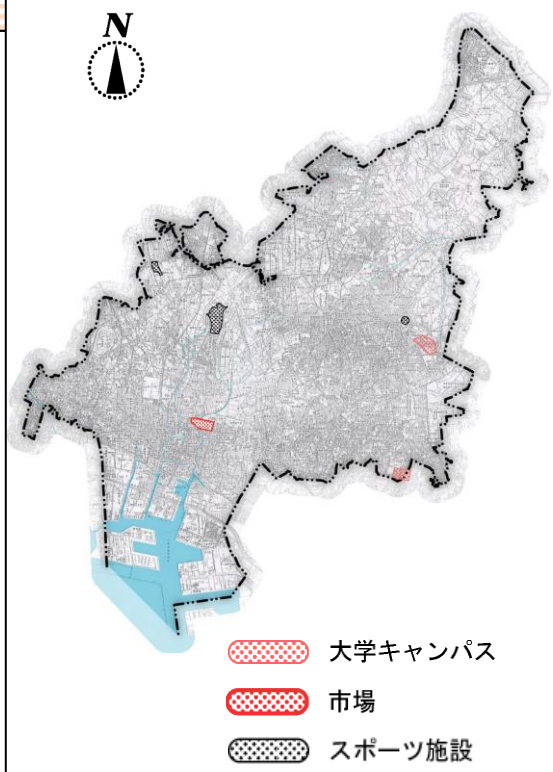

○主な景観資源

日本大学船橋校舎

船橋中央卸売市場

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［住宅地の景観］…約 18.6%／約 37.7%

お住まいの身近な地域の景観に対する満足度／不満度
［お近くの公共施設や学校の景観］
…約 32.7%／約 26.2%

景観阻害要素
［色やデザインに統一感のないまちなみ］…34.4%
［色やデザイン、大きさや高さなどが周囲から突出した建築物や工作物］…20.0%

今後景観に関して取り組むべきこと
［景観を考慮して公共事業を行う］…35.6%

「公共施設景観」に対するご意見・ご提案

- 文教施設は、広々とした敷地がみどりで覆われ、開放感がある。
- 自衛隊駐屯地には、年に数回中に入れる機会があるが、みどりが美しく、独特な雰囲気がある。
- 下水道の蓋に描かれた絵が良い。
- 市場には活気がない。不衛生なので何とかして欲しい。
- 下水がゴミ捨て場になっている。

09　幹線道路や鉄道からの沿線景観

【景観の特性と課題】

○　船橋市の道路交通網は、通過交通を処理する臨海部の東西方向の道路と、市街地骨格を形成する中心部の格子状の道路、さらに内陸部に向かって伸びる南北の道路等によって基本的なネットワークが組まれています。

○　また、船橋市の鉄道網は、東西方向に JR 総武線・京葉線・地下鉄東西線・東葉高速鉄道及び京成線があり、南北方向には JR 武蔵野線・東武野田線及び新京成線が、北部には北総鉄道が敷かれています。

○　こうした、船橋市内を縦横にネットワークする幹線道路や鉄道からの沿線景観は、通勤・通学者が日々親しむ景観であるとともに、市外の人々に船橋市を印象付ける景観でもあり、沿線の屋外広告物のコントロールなどにより良好な沿線景観の形成が求められています。

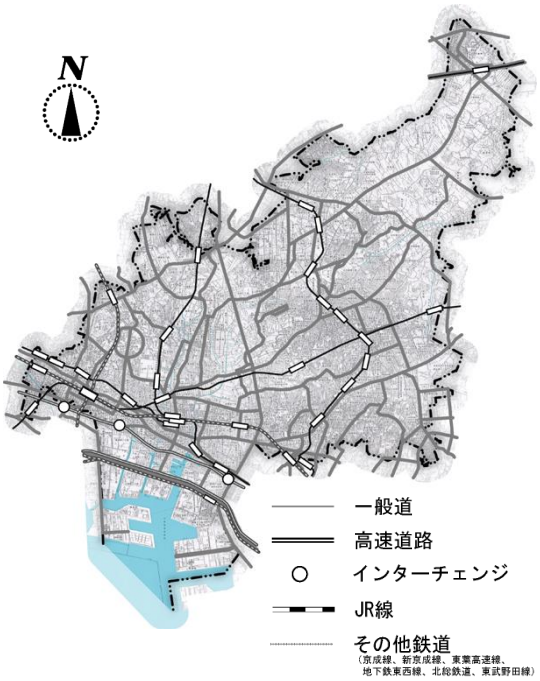

○主な景観資源

東関東自動車道からの眺望

国道 14 号（本町）

京成線沿線

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［幹線道路の沿線景観］…約 7.5%／約 61.8%
お住まいの身近な地域の景観に対する満足度／不満度
［自宅を中心とした道路の景観］
…約 16.2%／約 58.5%
景観阻害要素
［電柱や電線類］…34.3%
［屋外広告物や案内標識］…17.3%
［道路や橋などの大きな構造物］…4.2%
今後景観に関して取り組むべきこと
［景観を乱している建築物や広告物などを規制、指導する］…40.6%
［景観に配慮して公共事業を行う］…35.6%
良好な景観形成のために必要なルール
［看板や広告物などの大きさや設置場所のルール］
…42.1%
［道路や橋などの公共施設の色やデザインなどのルール］
…17.1%

「幹線道路や鉄道からの沿線景観」に対するご意見・ご提案

・道路の幅が広げられ、歩きやすくなった。
・電柱が撤去された。
・JR 総武線から北側を見たときの、松の林が心を和ませる。
・車窓より眺める四季の樹木の花に、季節を感じるのが良い。
・高速道路からのゴミの投げ捨てが多い。
・高速道路は、長い壁が続いているので目障りだ。
・幹線道路沿線には、乱雑な広告物が多すぎる。
・子供、老人に優しくない。危険な場所が多い。
・中核市としての交通網の整備が不十分と感じる。
・生活道路の整備がなされていない。道が狭い、道路が整備されていない、住宅が密集している。
・マナーがなってないし、危険を感じる。
・マンション・住宅建設の増加に伴い電柱が乱立するようになった。電柱の埋没化を義務付け、スマートなまちなみ建設をめざして欲しい。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・本町通りの景観は、電線地中化、街路樹整備、アーケード撤去などで良くなった。昔ながらの街並みを残していきたい。
・昔、東京から帰ってきて松並木が見えるのが、船橋らしく感じられたが、切られてしまった。
・風致地区でも、道路沿いには建物が建ってよいというのはどうか。
・木下街道、御成街道、成田街道は歩道が狭くて危険。自転車も走りにくい。
・旧街道筋の景観は、かつての良さを失っている。
・船橋の道路景観が良くない。街路樹が不足している。電柱・電線を無くした方がよい。
・街路樹は幅員に合った樹種、植生に合った樹種を選ぶべき。適正な管理も必要である。
・街道沿いの雑木林には手を入れたほうが良い。景観も良くなるし不法投棄も防げる。

10　駅及び駅前の景観

【景観の特性と課題】

○　船橋市内には 9 本の鉄道と 35 の鉄道駅があり、鉄道網が充実しています。

○　JR 沿線各駅では、大規模な駅舎、駅前広場やペデストリアンデッキが整備され、船橋市の玄関口としての景観が整えられています。

○　また、私鉄沿線各駅は、路線ごとに特徴ある駅舎や地域活動の拠点としての機能を備えた駅前空間が整えられ、地域住民に親しまれる景観を形成しています。

○　こうした駅及び駅前では、船橋市あるいは地域の顔として、周辺の商業地や住宅地と一体となった景観形成が求められています。

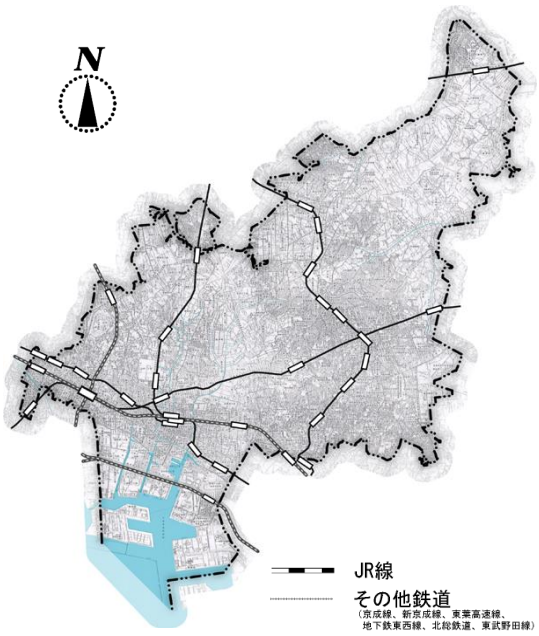

○主な景観資源

JR 船橋駅南口

JR 津田沼駅北口

東葉高速鉄道
船橋日大前駅

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［まちの顔となる中心市街地や駅周辺の景観］
…約 19.3%／約 57.5%

景観阻害要素
［立て看板や捨て看板、貼り紙］…38.5%
［色やデザインに統一感のないまちなみ］…34.4%
［電柱や電線類］…34.3%
［色やデザイン、大きさや高さなどが周囲から突出した建築物や工作物］…20.0%
［屋外広告物や案内標識］…17.3%

今後景観に関して取り組むべきこと
［景観を乱している建築物や広告物などを規制、指導する］…40.6%
［景観に配慮して公共事業を行う］…35.6%

良好な景観形成のために必要なルール
［看板や広告物などの大きさや設置場所のルール］…42.1%
［道路や橋などの公共施設の色やデザインなどのルール］…17.1%

「駅及び駅前の景観」に対するご意見・ご提案

・船橋駅は船橋市の顔であり、船橋市の良さをアピールできる場所だと思う。
・船橋駅前は百貨店が落ち着いた感じであり、フェイスビルもできた。
・駅周辺や中心市街地の駐輪は、景観だけでなく安全の視点からも強力な対策が必要である。
・新しい建物と、既存の建物との調和が取れていない。
・無秩序で、色彩がひどい。
・高架になったことで渋滞の緩和はできるかもしれないが景観は壊しているように思う。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

・船橋駅南口は特に船橋らしい場所、昭和の時代の雰囲気が残る
・京成線の高架下も賑わいがあるので開発をしていきたい。
・船橋駅の南口のごちゃごちゃした空間が好き。
・船橋駅・西船橋駅前の景観は貧弱、屋外広告の乱立で、雑多な風景となってしまった。
・ＪＲ船橋駅周辺の高層ビル群が景観をこわす。高層ビル規制する必要がある。
・看板、張り紙が景観を乱している。
・交通渋滞により落ち着いた場所として感じられない。
・御殿通りのレンガ等が壊れて汚らしい。
・北習志野駅前の駅前の再整備、自転車置き場の整備をして欲しい。

11　歴史・文化景観

【景観の特性と課題】

○　船橋市は江戸時代より宿場町、漁師町として発展し、現在に至るまで、長いまちの歴史を積み重ねてきました。

○　しかし、戊辰戦争の大火による宿場町の焼失を経験し、また太平洋戦争では、戦災こそ軽微だったものの、戦後の急速な都市化により、みなと町や宿場町あるいは農村集落などの、かつてのまちなみは失われてしまいました。

○　現在でも、市内には船橋市の歴史を物語る貴重な歴史・文化資源が、少なからず残されています。

○　こうした資源を種として、船橋市のかけがえのない歴史・文化景観を特徴付けていくことが求められています。

○　なお、船橋市の文化財（建造物）は、平成 22 年 1 月現在、国登録が 4 件、県指定が 1 件、市指定が 2 件です。

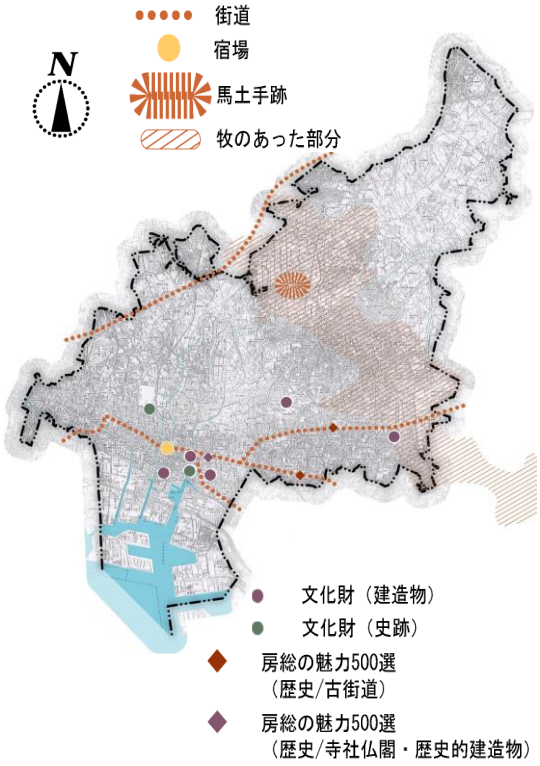

○主な景観資源

船橋大神宮

歴史的建造物（割烹旅館）

旧成田街道沿道の建造物
（呉服屋）

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度

［歴史的景観］…約 22.3%／約 28.3%

今後景観に関して取り組むべきこと

［歴史的な建造物や景観上重要な樹木の保全を進める］…32.1%

「歴史・文化景観」に対するご意見・ご提案

- 季節を感じられる、木々の温もりが感じられる。
- 子供の頃からの遊び場。昔と変わらない場所で、行くと懐かしい気持ちになれる。
- 船橋らしいまちなみで良い。
- 大神宮で行われる年間行事は、ずっと地域の人々の心の拠り所である。
- 神社仏閣は、土地の歴史教材となる。
- 船橋本町通りは、海の産業地として栄えていた歴史を感じる。
- 行田地区では、行田無線塔と給水塔が地域のシンボルだった。
- 法華経寺は、市川市と協力して大切にしていくと良いと思う。
- 法華経寺参道では、歴史的建造物が安易に取り壊されている。
- 歴史を感じさせる建物と、現代的な建物の統一感を考えて欲しい。

○船橋市景観懇談会の意見

（開催期間：平成 19 年 10～11 月）

- 中山は法華経寺の門前町なので、それらしい景観を守ってほしい。
- 下総中山駅は駅そのものの景観が貧弱である。

12　レクリエーション施設の景観

【景観の特性と課題】

○ 船橋市には、広域からも集客するレクリエーション要素の強い公園や、遊興レジャー施設が整備されています。

○ レクリエーション施設としては、「アンデルセン公園」、「運動公園」、「ふなばし三番瀬海浜公園」などが挙げられます。

○ また、遊興レジャー施設としては、競馬場、オートレース場などが挙げられます。

○ こうした施設では、施設全体の景観とともに、施設を利用する人々の活動も船橋市を特徴付ける景観として捉えることができます。

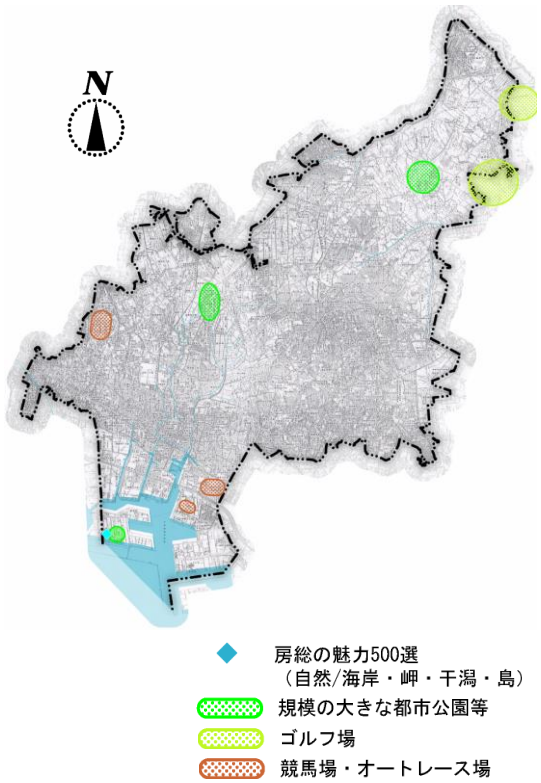

○主な景観資源

アンデルセン公園

中山競馬場
（クリスマス装飾）

○船橋市景観計画市民アンケート調査結果

（調査期間：平成 18 年 11～12 月）

船橋市全域の景観に対する満足度／不満度
［大規模な公園・緑地の景観］…約 61.8%／約 10.8%

景観阻害要素
［立て看板や捨て看板、貼り紙］…38.5%
［色やデザインに統一感のないまちなみ］…34.4%
［色やデザイン、大きさや高さなどが周囲から突出した建築物や工作物］…20.0%
［屋外広告物や案内標識］…17.3%

「レクリエーション施設の景観」に対するご意見・ご提案

- レクリエーション施設は、老いも若きも家族で楽しめる場所で良い。
- レクリエーション施設は、季節ごとの自然が感じられるスペースとなっている。
- アンデルセン公園は、みどりも多く、シンボルの風車が素敵である。
- ふなばし三番瀬海浜公園から、海の風景を見ていると落ち着く。
- 運動公園のように、みどりが広がった運動できる場所は貴重。
- 遊興レジャー施設は、周辺のマンション、ショッピング施設等とはそぐわないように感じる。

③　季節の変化、人々の日々の営みが彩る人々の活動の景観

【特性】

○ 60 万人を超える人口を抱え、また市外からも多くの集客のある船橋市では、人々の活動が彩る景観も船橋市の景観特性の一つとしてとらえることができます。

○ また、古くから受け継がれた伝統芸能・民俗芸能や「ふなばし市民まつり」をはじめとするさまざまな年中行事は、船橋市の歴史と文化を感じ、季節感を味わうことのできる、躍動感のある景観としてもとらえることができます。

ふなばし市民まつり

【課題】

○　船橋市では、緑化やまち美化に対する意識を高め、個々の活動を支援する取り組みを進めてきました。

今後は、こうした取り組みをさらに伸ばし、広げ、景観形成の取り組みからまちづくりの取り組みへと発展させていくことが大切です。

ふれあい花壇
（大穴新谷津公園）

13　暮らしの景観

【景観の特性と課題】

○　市民や事業者が、日々の暮らしや活動の中で行う景観形成の取り組みは、船橋市の景観を彩る大切な要素です。

○　船橋市では、「船橋を花であふれる街にしよう」という目標のもと、「花いっぱい運動」を進めています。その一環として、市が公園などに花壇を設置し、四季折々の花の苗を配布し、地域住民が花壇の維持管理を行う、「ふれあい花壇」の取り組みを進めています。

○　また、町会や自治会等に対する草花の植栽に関する助成、名木 10 選に選ばれた樹木の維持管理に関する助成、緑化推進団体に対する植樹に関する助成、生垣の設置や保全に関する助成、屋上緑化に関する助成など、緑化に関する幅広い助成を行っています。

○　さらに、「船橋をきれいにする日」と題して、市民参加で道端などのゴミ回収を行い、まちの美化に対する市民意識を高める取り組みを進めています。

○　今後は、市民や事業者の景観形成に対する意識をより一層高めることにより、協働による暮らしの景観形成の取り組みを積み重ねていくことが大切です。

○主な景観資源

ふれあい花壇（三山神揃場（かみそろいば）児童遊園）

船橋市景観懇談会

14　まつりやイベントの景観

【景観の特性と課題】

○　船橋市は、伝統的な文化と近代的な文化を併せ持っており、古くから受け継がれた伝統芸能・民俗芸能から新旧さまざまな年中行事まで、地域に暮らす人々の活動が創り出すまつりやイベントの景観を楽しむことができます。

○　また、これらの行事を通して、船橋市に古くから住んでいる人と、船橋市に移り住んだ人との新たなコミュニティーづくりや、ふるさとづくりにも力が入れられており、まつりやイベントの景観は新旧住民が共有する景観となりつつあります。

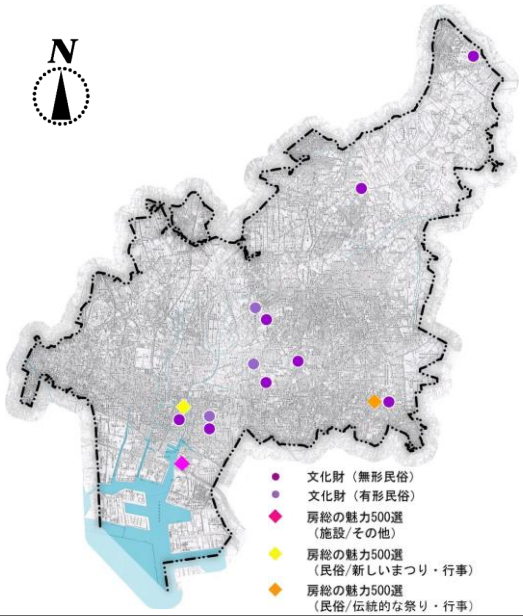

○主な景観資源

小室の獅子祭

ふなばし市民まつりの神輿

３．良好な景観の保全と形成の考え方

（１）個々の景観特性の“良さ”を磨き、市全体の景観の魅力を高めていく

＜法の諸制度等を活用した良好な景観の保全・形成＞

○船橋市の景観は、自然や歴史・文化などの視点からとらえられる多様な景観特性が、複層的に積み重なることにより成り立っています。

○ところが、市民アンケート調査に顕著に表れているように、船橋市の景観が魅力的ではないとする意見が多く、また景観に対する満足度も非常に低い状況にあります。これは、さまざまな景観阻害要因や景観に十分な配慮のない建築物や工作物等により、多様な景観特性を認識することが難しくなっているためであると考えられます。

○つまり、良好な景観の形成に向けて、景観を阻害する要因を改善しつつ、一つひとつの景観特性を徐々に磨いていくことで、船橋市の景観の魅力を引き出し、より一層高めていくことが求められています。

○そこで、まず船橋市の景観特性を類型化して整理したうえで、市全域を対象として法の諸制度を活用し、各景観類型の“良さ”を伸ばしていく取り組みを進めます。具体的には、景観類型ごとに「良好な景観の保全と形成に関する方針」を定めるとともに、市内全域におけるすべての建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為等を行う際に事業者の方などが配慮する景観形成上の事項を提示します。さらに、法の届出制度を活用し、景観への影響が大きい一定規模以上のこれらの行為を届出の対象として、その行為ごとの「景観形成基準」を定め、必要な勧告・命令等を行うことにより良好な景観の保全・形成を進めます。

○また、船橋市の景観特性の表れたシンボル的な景観を保全するため、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を進めます。さらに行政による先導的な景観形成を図るため、景観重要公共施設制度を活用します。また、船橋市屋外広告物条例と連動した取り組み等についても、継続的に検討していきます。

○こうした景観形成の取り組みを補完する指針として、テーマごとの景観形成ガイドラインを段階的に策定していきます。

（２）重点的に景観形成の“種”を育んでいく

＜景観形成重点区域の指定＞

○景観形成の取り組みを効率的に進めていくためには、他の地域における景観形成の手本となるような、質の高い取り組み事例を積み重ねていくことが効果的です。また、こうした取り組みは、地域やテーマを絞ってモデル的に取り組むことが効率的です。つまり、他の取り組みの手本となるような景観形成の“種”を見出し、それらを重点的に育んでいくことが求められます。

○そこで、船橋市の景観特性を引き立てる、あるいは船橋市の骨格的な景観を形成している地域から、景観形成の“種”を顕在化し、景観形成重点区域として指定します。景観形成重点区域では、区域独自の「良好な景観の保全と形成に関する方針」および「景観形成基準」を

定めたうえで、届出制度や景観協定などの法の諸制度の活用、あるいは景観地区や地区計画などの都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の諸制度の活用など、重点的に景観形成の取り組みを進めていきます。

○なお、景観形成重点区域では、地域住民や事業者などとの協働により、段階的に取り組み方策を充実・実践していきます。

＜景観形成重点区域の対象＞

船橋市の骨格的な景観形成を戦略的に推進するため、まず、都市構造上重要な景観を『船橋市景観ストラテジック・プラン』として位置づけます。そのうえで、景観ストラテジック・プランの要となる区域を「景観形成重点区域」として位置づけていきます。

景観形成重点区域は、① すでに良好な景観が形成されている区域、② 今後良好な景観の創出が期待される区域、③ 景観形成上解決すべき喫緊の課題を有する区域、④ 地域住民等により主体的な景観形成の取り組みが進められている区域などに配慮し、候補地を抽出します。

船橋市景観ストラテジック・プラン

○水辺軸：船橋港周辺や海老川など、船橋市の水辺の景観を形成するうえで、特に重要であると考えられる区域

○田園・緑地エリア：みどり豊かで良好な田園景観が形成されている区域、あるいは田園景観と一体となって昔ながらの集落形態を受け継いでいる地域

○都市開発拠点：中心市街地や各地区の駅前商業地など、船橋市もしくは各地区の中心地としての役割を担ってきた区域、あるいは多くの市民や広域からの来訪者が利用する商業・レクリエーション施設の周辺区域など、船橋市の“顔”や“玄関口”としての役割を担う区域

○住宅拠点・軸：まとまりのある住宅地景観を形成し、新たに市街地開発が行われるなどし、今後良好な景観の創出が期待される区域

○歴史軸：船橋市の市街地発展の歴史を代表する区域

○眺望点：夕日や自然、まちなみなど、遠方までひろく見渡すことができる、市のシンボル的な眺望景観をもつ地点

景観形成重点区域の候補地（例示）

①船橋港親水公園周辺
②海老川調節池周辺
③ふなばし三番瀬海浜公園周辺（眺望点）

④金杉町～夏見台（夏見緑地）
⑤馬込霊園周辺
⑥車方町

⑦船橋駅南口～本町通り
⑧南船橋駅周辺
⑨新船橋駅周辺

⑩習志野台商店街と周辺地域
⑪坪井地区
⑫高根台団地

⑬法華経寺参道
⑭船橋大神宮周辺

＜船橋市景観ストラテジック・プラン図＞

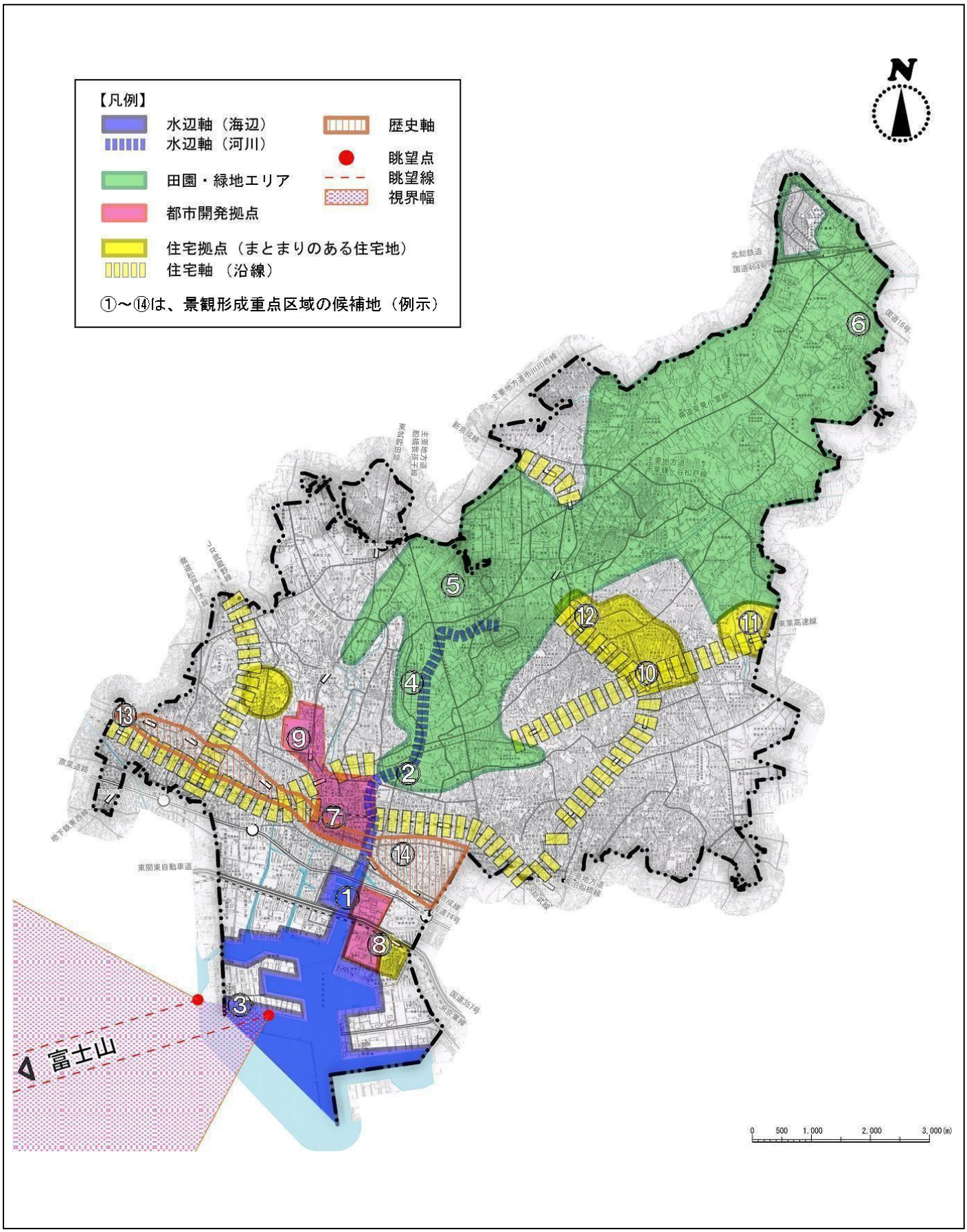

＜景観形成重点区域における取り組み内容＞

景観形成重点区域では、地域特性を活かした景観形成を推進するため、市全域を対象とした良好な景観の保全と形成に関する方針や景観形成基準を踏まえ、景観形成に関わる事業やまちづくりの取り組みとの連携を図りながら、地域住民等との合意形成に基づき、区域独自の「良好な景観の保全と形成に関する方針」および「景観形成基準」を定めることとします。

さらに、景観形成の熟度に応じて、景観法の届出制度の適用（すべての建築等の行為を届出対象とすることを想定）や景観協定等の協定の締結、景観地区や地区計画など都市計画法の諸制度の活用など、景観形成に係る諸制度の活用により、景観形成を推進していきます。

＜景観形成重点区域の取り組みの進め方＞

景観形成重点区域は、景観ストラテジック・プランに基づき、重点的・モデル的な景観形成が望まれる区域を「景観形成重点区域候補」として抽出します。そのうえで、区域候補において、地域住民や事業者らへの支援などを行い、景観形成に対する意識を高め、合意形成を図りながら、段階的に区域指定を進めていきます。

（３）市民・事業者の景観形成の取り組みを支援する

＜景観形成の推進方策の設定＞

○市民や事業者が主体的に進める身近な景観形成の取り組みは、船橋市の景観形成において、きわめて重要な役割を担っています。

○そこで、市民や事業者の景観形成の取り組みに対するアドバイスを行ったり、景観計画の住民提案の仕組みを活用するための専門家の派遣を行ったり、景観に関する情報提供を広く行ったりするなど、市民や事業者の景観形成の取り組みに対する支援や啓発を進めていきます。

＜良好な景観の保全と形成の考え方＞

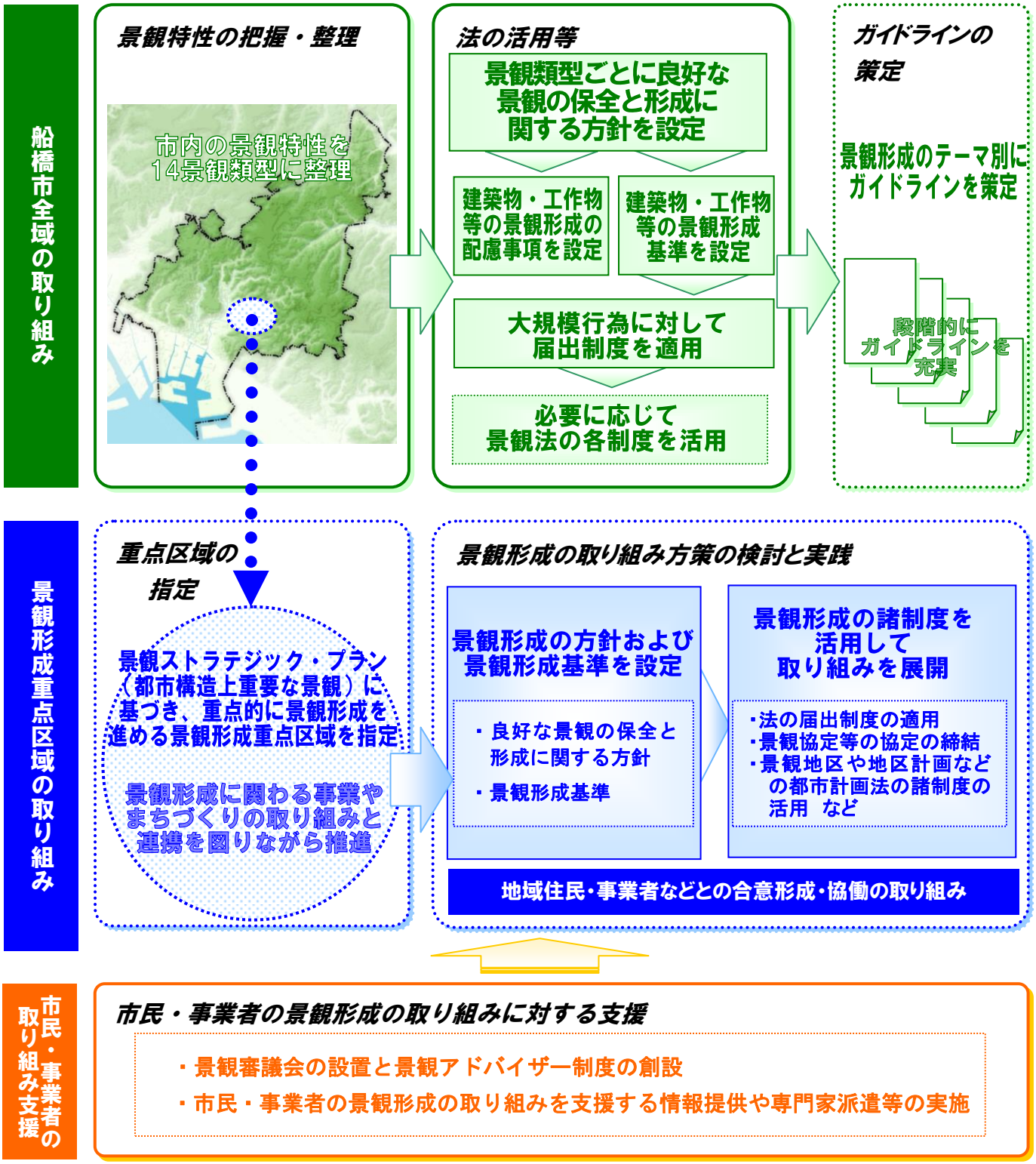

４．景観計画の区域（法第８条第２項第１号）

市全域で総合的に景観形成を進めるため、景観計画区域は船橋市全域とします。

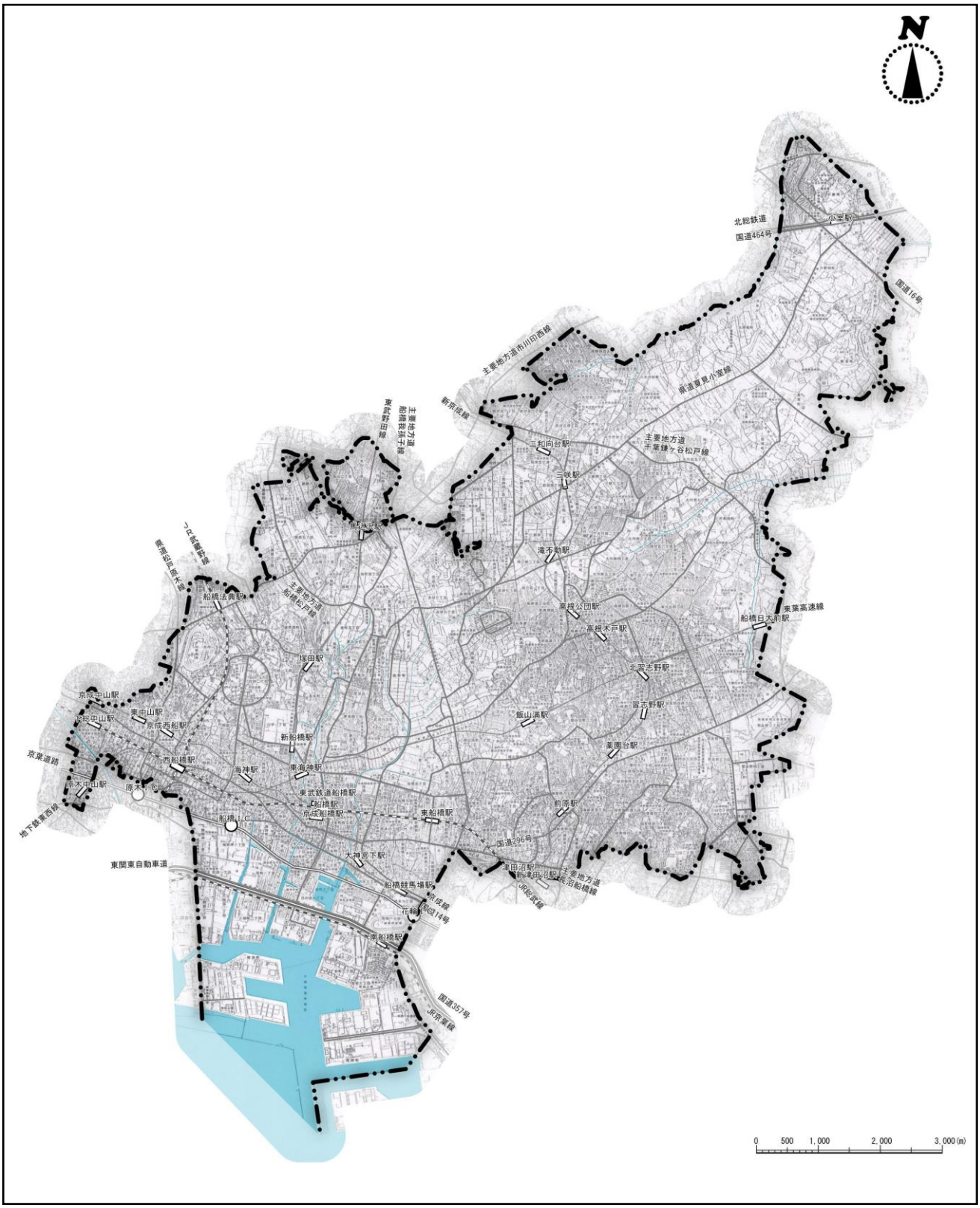

船橋市全図

５．良好な景観の保全と形成に関する方針（法第８条第２項第２号）

（１）景観の保全・形成の目標

船橋市の景観特性や課題、船橋市総合計画や船橋市都市計画マスタープラン等の上位関連計画等を踏まえ、潤いある豊かな生活環境の実現に向けた景観の保全・形成の目標を以下のとおり設定します。

○ 海や河川などの水辺、斜面林や緑地などのみどり、水田や畑などの田園など、自然の要素に特徴付けられる、地形の目鼻立ちを際立たせていきます。

○ まちの歴史や土地利用に個性付けられる、船橋市らしいまちなみを育んでいきます。

○ 季節や時間、人々の活動が彩る、まちなみの魅力を演出していきます。

（２）景観の保全・形成の方針

景観の保全・形成の目標の実現に向けて、景観類型ごとに、以下のとおり景観の保全・形成の方針を設定します。

	景観類型ごとの景観の保全・形成の方針
①自然・田園の景観	**01 田園景観** ◇ 優良な農地とそれらと一体となった樹林地を維持管理し、さらに不法投棄等の景観阻害要因の改善に努め、のびやかに広がる船橋市らしい田園景観の保全に努めます。 ◇ 建築物・工作物や公共施設においては、良好な田園景観を阻害することのないよう、また田園景観の魅力を引き立てることができるよう、周辺との調和に配慮した景観形成を進めます。 ◇ 昔ながらの集落では、長屋門や屋敷林、斜面林や谷津田など、長い時間をかけて培われてきた船橋市らしい景観資源を活かしたまちなみの保全を進めます。
	02 みどりの景観 ◇ 市民の森や公園緑地、生産緑地を適切に維持管理し、拠点となるみどりの景観の保全・創造に努めます。 ◇ 斜面林や松林など、自然地形の特徴が表れたみどりを守り、船橋市らしいみどりの景観の保全に努めます。 ◇ 街路樹や屋敷林、巨木・名木・古木などを活かし、地域の暮らしに潤いを与え、四季を彩るみどりの景観の創造に努めます。 ◇ 建築物・工作物においては、みどりへの眺望、さらにみどりからの眺望など、みどりとの調和を強く意識した景観形成を進めます。
	03 水辺景観 ◇ 地域ごとの河川の特性を活かし、個性ある河川景観の保全・創造に努めます。 ◇ 自然の営みの表れた干潟を中心とした海岸環境を守り、自然環境と調和した海岸景観の保全に努めます。 ◇ まちと水辺を繋ぎ、水辺の良さを活かした親水性の高い景観形成を進めます。 ◇ 水辺に沿った道路においては、水辺への眺望に対する配慮などを進め、潤いある景観形成を進めます。 ◇ 建築物・工作物においては、水辺への眺望やアプローチ、さらに水辺からの眺望など、水辺を強く意識した景観形成を進めます。

	景観類型ごとの景観の保全・形成の方針
②都市の景観	**04 商業地景観** ◇ 地域ごとの商業地の特性を活かし、誰もが訪れたくなる、賑わいある商業地景観の保全・創造に努めます。 ◇ 広域から集客のある商業施設においては、船橋市の顔としてふさわしい景観形成を進めます。 ◇ 臨海部の商業施設においては、水辺の特性を活かした魅力と賑わいのある景観形成を進めます。
	05 住宅地景観 ◇ 低層の戸建住宅地では、潤いと落ち着きのあるまちなみの保全・形成を進めます。 ◇ 中高層の住宅地では、高層部の圧迫感の軽減と、低層部のまちなみの創出による、ゆとりと魅力あるまちなみの形成を進めます。 ◇ 住宅団地などの計画的に整えられた住宅地では、みどり豊かでまとまりのあるまちなみの保全・形成を進めます。
	06 工業地景観 ◇ 臨海部の工業地においては、敷地の緑化を進めるとともに、水辺の多面的な特性を活かし、潤いある工業地の景観形成を進めます。 ◇ 内陸部の工業地においては、敷地の緑化を進めるとともに、周辺の住宅地景観や田園景観との調和に配慮し、みどり豊かな工業地景観の保全・創造に努めます。
	07 みなとの景観 ◇ 歴史に育まれたみなと町の面影を活かし、船橋市らしいみなとの景観形成を進めます。 ◇ まちとみなとを繋ぐ回遊性を高め、水辺の良さを活かした親水性の高い景観形成を進めます。 ◇ 建築物・工作物においては、みなとへの眺望やアプローチ、さらにみなとからの眺望など、みなとを強く意識した景観形成を進めます。
	08 公共施設景観 ◇ 先導的な景観の創造を図り、地域の顔としての公共施設の景観形成を進めます。 ◇ 公共空間においては、季節感にあふれた潤いのある景観形成を進めます。
	09 幹線道路や鉄道からの沿線景観 ◇ 沿線の建築物による演出や屋外広告物の規制等により、船橋市の景観特性を印象付ける沿線の景観形成を進めます。 ◇ 幹線道路においては、街路樹整備やまちなみに対する配慮などを進め、潤いある景観形成を進めます。 ◇ 建築物・工作物においては、接道部の敷地の緑化など、低層部の演出を進め、歩行者が歩いて楽しい景観形成を進めます。
	10 駅及び駅前の景観 ◇ 地域生活の拠点として、駅ごとの地域特性を活かすとともに、周辺の商業地景観や住宅地景観との調和に配慮し、地域の顔として賑わいと楽しさのある駅及び駅前の景観形成を進めます。
	11 歴史・文化景観 ◇ 船橋市の歴史に培われ、育まれてきた歴史・文化資源に光を当て、船橋市の成り立ちを物語るかけがえのない歴史・文化景観の保全に努めます。
	12 レクリエーション施設の景観 ◇ 周辺景観との調和に配慮しつつ、広域から人々の集まる船橋市の顔としての演出を図り、個性と風格あるレクリエーション施設の景観形成を進めます。
③人々の活動の景観	**13 暮らしの景観** ◇ 各家庭や事業所における庭先や敷地の緑化など、市民や事業者が身近なところから取り組む景観形成を進めます。 ◇ 市民や事業者が市内各地で取り組む、良好な景観形成に向けたまちづくり活動を支援します。
	14 まつりやイベントの景観 ◇ 個々のまつりやイベントの特性を広く共有し、季節感ある賑わいにあふれたまつりやイベントの景観の保全・創造に努めます。

６．良好な景観の形成を図るための配慮事項

14 の景観類型ごとの良好な景観の保全と形成に関する方針を踏まえ、景観計画区域（船橋市全域）における**すべての**建築物の建築等**※１**、工作物の建設等**※２**、開発行為等**※３**を行う際に、事業者の方などが配慮する景観形成上の事項（以下「景観形成の配慮事項」という。）は、次のとおりとします。

建築物の建築等に関する「景観形成の配慮事項」は、まず、土地利用ごとの景観特性を際立たせるため、「①自然・田園系地域」「②住宅系地域」「③商業系地域」「④工業系地域」の土地利用に対応した４つの地域ごとに設定します。

さらに、自然資源や都市施設に関連する景観類型ごとに特徴ある景観形成を進めるため、市内全域の共通事項として、「みどりの景観」「水辺景観」「みなとの景観」「公共施設景観」「幹線道路や鉄道からの沿線景観」「駅及び駅前の景観」「歴史・文化景観」「レクリエーション施設の景観」といった８つの類型ごとに設定します。

建築物の建築等を計画する場合は、基本的にはその用途地域の配慮事項に基づき計画するとともに、必要に応じて現況の景観特性に合わせて他の用途地域や全地域共通の配慮事項も考慮することとなります。

また、同様に工作物の建設等、開発行為等についても景観形成の配慮事項をそれぞれ設定します。

14 の景観類型ごとの良好な景観の保全と形成に関する方針

景観形成の配慮事項（市内すべての建築物、工作物、開発行為等）

（１）建築物の建築等に関する配慮事項（地域ごとに設定）
- **①　自然・田園系地域･･･市街化調整区域**
- **②　住宅系地域･････････住宅系用途地域　　※４**
- **③　商業系地域･････････商業系用途地域　　※５**
- **④　工業系地域･････････工業系用途地域　　※６**
- **⑤　全地域共通（歴史に配慮する地域、三番瀬等を含む）**

（２）工作物の建設等に関する配慮事項

（３）開発行為等に関する配慮事項

※１　建築物の建築等とは、建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更をいいます。

※２　工作物の建設等とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 138 条に規定する工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更をいいます。

※３　開発行為等とは、都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為又は資材置場、駐車場その他の主として建築物の建築又は特定工作物の建設以外の用に供する目的で行う土地の形質の変更（当該変更のための木竹の伐採を含む）をいいます。

※４　住宅系用途地域とは、第１種低層住居専用地域、第１，２種中高層住居専用地域、第１，２種住居地域、準住居地域をいいます。

※５　商業系用途地域とは、近隣商業地域、商業地域をいいます。

※６　工業系用途地域とは、準工業地域、工業地域、工業専用地域をいいます。

景観形成の地域区分図

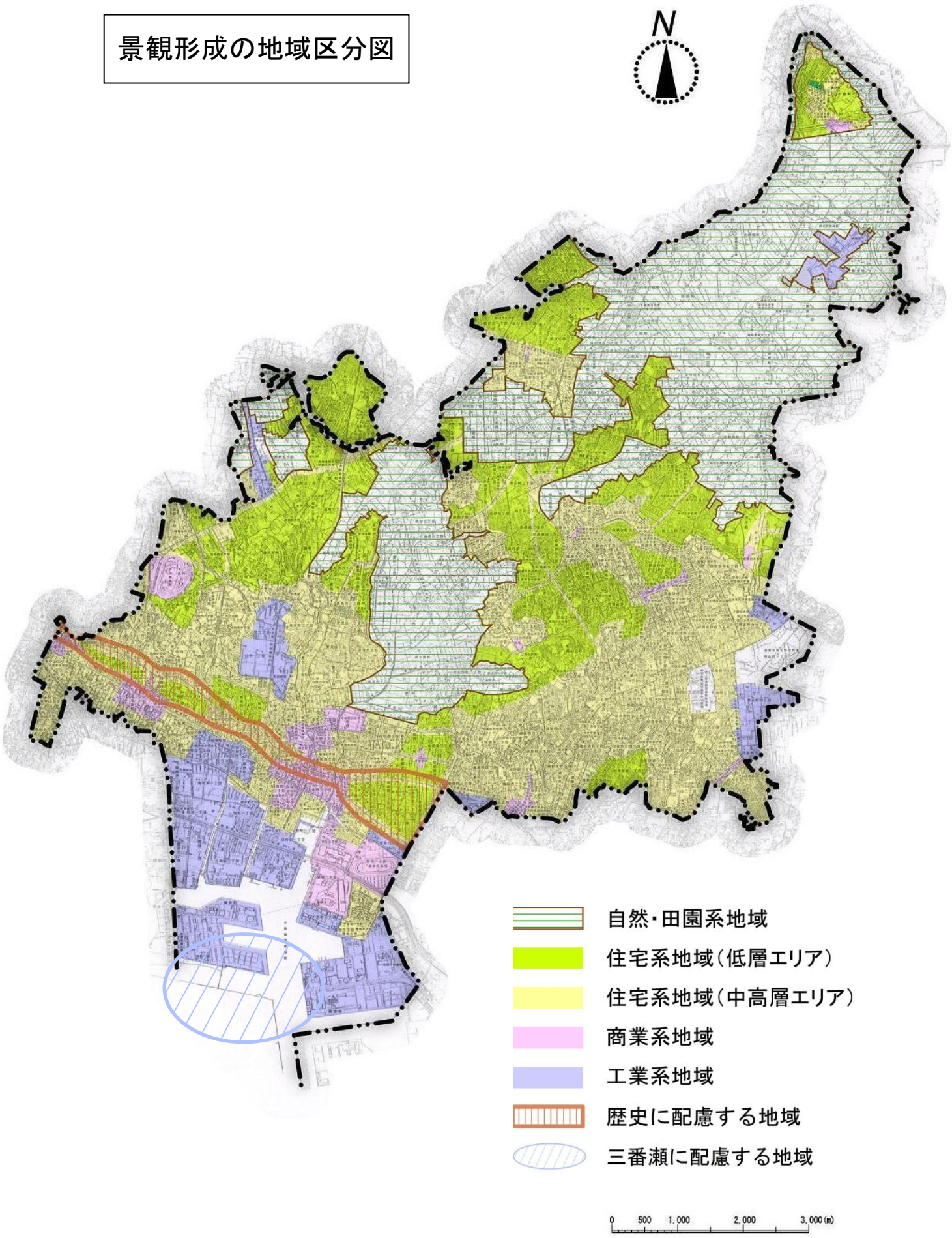
N
自然・田園系地域
住宅系地域（低層エリア）
住宅系地域（中高層エリア）
商業系地域
工業系地域
歴史に配慮する地域
三番瀬に配慮する地域
0 500 1,000 2,000 3,000(m)

（１）建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

① 自然・田園系地域の景観形成の配慮事項

◇建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	自然・田園系地域　景観形成の配慮事項
外構・位置・配置	〔自然環境との共生への配慮〕 ◇住宅地では、建て替えなどにあたり、土地の形質の変更を最小限に留めたり、雨水の浸透性に配慮したり、既存の緑地や樹林をできるだけ保存したりするなど、自然環境との共生に努める 〔敷地内の植栽〕 ◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う 〔みどりの維持管理と四季の演出〕 ◇敷地の緑化にあたっては、持続的に適切な維持管理を行うように努める。使用する樹種は周辺の樹林等の植生に調和するよう配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるうるおいのある空間をつくるよう努める 〔樹姿・樹勢にすぐれた樹木の活用〕 ◇敷地内に樹姿または樹勢がすぐれた樹木・樹林などを有する場合は、それらの樹木等をシンボルとして地域の景観に活かすように努める 〔外構等のデザインの工夫〕 ◇敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める ◇敷地入り口では、門などをできるかぎり後退させ、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、花壇やプランターボックス等により足元を積極的に緑化し、ゆったりとした雰囲気の演出に努める ◇よう壁等を設置する場合は、その高さをできるだけ低くおさえ、その上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観と調和に配慮する 〔壁面の位置の配慮〕 ◇道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、圧迫感の少ない、ゆとりのある空間を確保する 〔まちなみの連続性への配慮〕 ◇住宅などのまちなみの連続性がある地域では、周りの建築物の壁面位置や配置などに配慮し、まちなみの連続性を阻害することがないよう努める 〔みどりの景観への配慮〕 ◇斜面林などのまとまった樹林地、公園や市民の森などのみどり豊かな公共施設と接する場合は、境界に面する敷地の緑化を行うなど、みどりとの調和に配慮する 〔昔ながらの集落形態への配慮〕 ◇昔ながらの景観を有する集落では、敷地利用などの集落形態を大切にするとともに、周辺の建築物との調和に配慮する

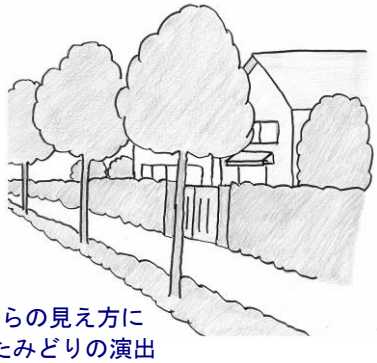

通りからの見え方に
配慮したみどりの演出

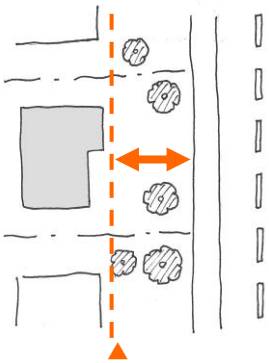

壁面の後退
まちなみの連続性に配慮

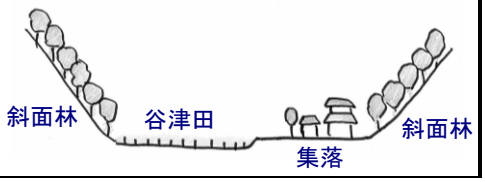

区分	自然・田園系地域　景観形成の配慮事項
形態・意匠	〔周辺景観との調和〕 ◇敷地および周辺の地形や植生を活かすなど、周辺景観との調和に配慮し、まとまりのある形態および意匠とする 〔勾配屋根〕 ◇屋根は、原則として適度な軒の出を有する勾配屋根とし、周辺の景観や建築物との調和に配慮する 勾配屋根 〔壁面、開口部の配慮〕 ◇壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和に努める 〔屋外階段、ベランダ、配管類の配慮〕 ◇屋外階段、ベランダ等については、建築物本体等との調和が図られるよう、意匠等の工夫に努める。外部に設ける配管類は、目立ちにくくする 昔ながらの建築様式 〔昔ながらの建築様式への配慮〕 ◇昔ながらの景観を有する集落では、１階に軒・庇を設けるなど、外観をできるだけ和風の建築様式の意匠とし、周辺の建築物との調和に配慮する
色彩	〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕 ◇建築物の屋根及び外壁等の外観は、原則として、できる限り落ち着いた色彩、彩度（あざやかさ）の低い色を基調とし、原色や突出した色彩の使用は避ける ◇周辺の建物と色相やトーン（明度・彩度）を揃え、背景となる景観と調和する色彩を使用する 〔昔ながらの色彩への配慮〕 ◇昔ながらの景観を有する集落では、建築物の屋根及び外壁等の外観は、和風の建築様式と調和する色彩を使用するよう配慮する
材料	〔周辺景観との調和に配慮した材料の活用〕 ◇光沢のある材料や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することは避ける 〔建築物の維持管理への配慮〕 ◇経年変化による建築物の外観の劣化によって、景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める 〔昔ながらの建築様式の材料への配慮〕 ◇昔ながらの景観を有する集落では、日本瓦、しっくい塗壁、木材など、和風の建築様式に配慮した材料を使用するよう配慮する

区分	自然・田園系地域　景観形成の配慮事項
屋外設備等	〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕 ◇屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見えやすい場所への設置を避け、斜面林、田園、谷津田など、自然系景観への眺望をできるだけ阻害しないような配置とする。やむをえない場合には、ルーバー等の適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、目立たないよう処置を講じる ◇建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する 〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕 ◇非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る 〔過度にならない照明〕 ◇敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する 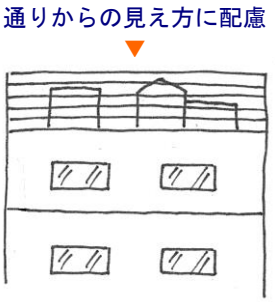
駐車場	〔道路から目立たない構造〕 ◇建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める 〔周辺景観に調和した出入口〕 ◇駐車場の出入口については、周辺の景観と調和したデザインに努める 〔駐車場内の緑化〕 ◇駐車場と道路との境は、生け垣や低木等の植栽による緑化に努める。場内においても緑化ブロック等や植栽による潤いづくりに配慮する 〔雨水浸透性への配慮〕 ◇大規模な駐車場では、透水性の高い舗装とするなど、雨水の浸透性を高めることにより、自然環境に配慮する
その他	〔付属施設・設置物等の配慮〕 ◇建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、通り等から直接見えにくいように周辺の緑化に努め、建築物本体や周辺の景観との調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める

② 住宅系地域の景観形成の配慮事項

◇建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	住宅系地域　景観形成の配慮事項
外構・位置・配置	〔自然環境との共生への配慮〕 ◇建築物の建て替えなどにあたっては、土地の形質の変更は最小限に留め、雨水の浸透性に配慮したり、既存の緑地や樹林をできるだけ保存するなど、自然環境との共生に努める 〔敷地内の植栽〕 ◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う 〔みどりの維持管理と四季の演出〕 ◇敷地の緑化にあたっては、持続的に適切な維持管理を行うように努める。使用する樹種は周辺の樹林等の植生に調和するよう配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるうるおいのある空間をつくるよう努める 〔樹姿・樹勢にすぐれた樹木の活用〕 ◇敷地内に樹姿または樹勢がすぐれた樹木・樹林などを有する場合は、それらの樹木等をシンボルとして地域の景観に活かすように努める 〔外構等のデザインの工夫〕 ◇敷地の接道部においては、塀、柵、生垣・植栽、地面の仕上げ等に自然素材を積極的に活用するなどの工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める ◇敷地入り口では、門などをできるかぎり後退させ、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、花壇やプランターボックス等により足元を積極的に緑化し、ゆったりとした雰囲気の演出に努める ◇よう壁等を設置する場合は、その高さをできるだけ低くおさえ、その上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観と調和に配慮する 〔壁面の位置の配慮〕 ◇道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、圧迫感の少ない、ゆとりのある空間を確保し、うるおいあるまちなみの創出に努める 〔まちなみの連続性への配慮〕 ◇住宅地など、まちなみの連続性がある地域では、周りの建築物の壁面位置や配置などに配慮し、まちなみの連続性を阻害することがないよう努める 〔地域の歴史景観への配慮〕 ◇昔ながらのまちなみや道路形態を有する地域では、地域の特性や周辺の建築物との調和に配慮する

通りからの見え方に
配慮したみどりの演出

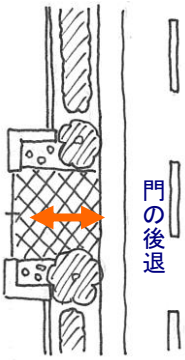

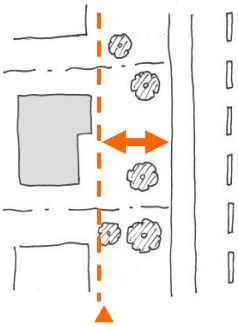

壁面の後退

まちなみの連続性に配慮

区分	住宅系地域　景観形成の配慮事項
	中高層住宅の配慮事項
	〔歩行者空間の魅力向上〕 ◇敷地の接道部においては、植栽、地面の仕上げ等の工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、歩行空間の魅力向上に資するよう努める 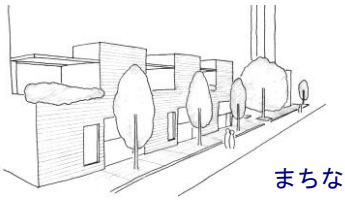 低層部のまちなみの演出
形態・意匠	〔周辺景観との調和〕 ◇敷地及び周辺の地形や植生を活かすとともに、周辺の建築物等との調和に配慮し、まとまりのある形態及び意匠とする 周辺の地形と調和した形態 〔壁面、開口部の配慮〕 ◇壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和を図る 開口部・ベランダの意匠の工夫 ▼ 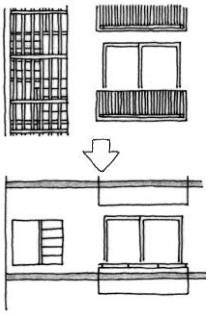 ▲目立たない屋外階段 〔屋外階段、ベランダ、配管類の配慮〕 ◇屋外階段、ベランダ等については、建築物本体等との調和が図られるよう、意匠等の工夫に努める。外部に設ける配管類は、目立ちにくくする
	中高層住宅の配慮事項
	〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕 ◇高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。周辺よりも高層となる場合、上層部のセットバックなど周辺のまちなみとの調和を図る 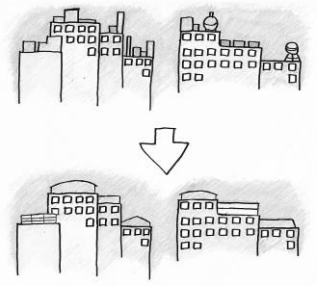 ▲ 建物上部のデザインを整える 〔上部や正面デザインの配慮〕 ◇建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、落ち着いたまちなみの形成に努める 〔長大な壁面の配慮〕 ◇平滑で長大な壁面が生じないよう、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させる 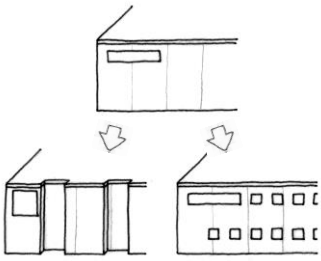 ▲　▲ 壁面の分節化　窓などのデザイン

区分	住宅系地域　景観形成の配慮事項
色彩	**〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕** ◇建築物の屋根及び外壁等の外観は、原則として、できる限り落ち着いた色彩、彩度（あざやかさ）の低い色を基調とし、原色や突出した色彩の使用は避ける ◇周辺の建物と色相やトーン（明度・彩度）を揃え、背景となる景観と調和する色彩を使用する ◇多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する
材料	**〔周辺景観との調和に配慮した材料の活用〕** ◇光沢のある材料や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することは避ける **〔建築物の維持管理への配慮〕** ◇経年変化による建築物の外観の劣化によって景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める **中高層住宅の配慮事項** **〔素材感のある素材〕** ◇歩行者の目線に近い低層部などには、外壁の仕上げに素材感のある石材や木材などを用いることにより、うるおいのあるまちなみの創出に努める
屋外設備等	**〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕** ◇屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見えやすい場所への設置を避ける。やむをえない場合には、ルーバー等の適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、目立たないよう処置を講じる ◇建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する **〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕** ◇非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る **〔過度にならない照明〕** ◇敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する 通りからの見え方に配慮 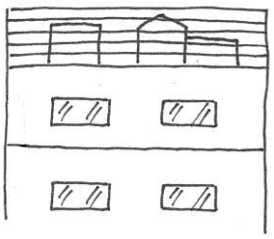 煩雑にならない 屋外広告物のデザイン 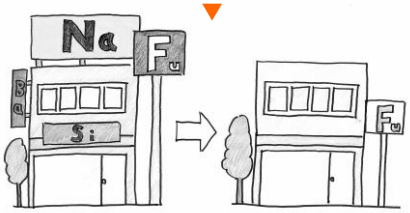

区分	住宅系地域　景観形成の配慮事項
駐車場	〔道路から目立たない構造〕 ◇建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める 〔周辺景観に調和した出入口〕 ◇駐車場の出入口については、周辺の景観と調和したデザインに努める 〔駐車場内の緑化〕 ◇駐車場と道路との境は、生け垣や低木等の植栽による緑化に努める。場内においても緑化ブロック等や植栽による潤いづくりに配慮する 〔雨水浸透性への配慮〕 ◇大規模な駐車場では、透水性の高い舗装とするなど、雨水の浸透性を高めることにより、自然環境に配慮する
その他	〔付属施設・設置物等の配慮〕 ◇建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める

③ 商業系地域の景観形成の配慮事項

◇建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	商業系地域　景観形成の配慮事項
外構・位置・配置	〔敷地内の植栽〕 ◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う 〔既存樹木の維持活用と四季の演出〕 ◇敷地の緑化にあたっては、既存の樹木を活用するよう努めるとともに、持続的に適切な維持管理を行うように努める。周辺植生との調和に配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるうるおいのある空間をつくるよう努める 〔大規模建築物の緑化〕 ◇周囲の景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等にあっては、敷地の積極的な緑化に努め、まちなみとの調和に配慮する 〔歩行者空間の魅力向上〕 ◇敷地の接道部においては、植栽、地面の仕上げ等の工夫により、沿道のまちなみの一体感や連続性の確保、店先へのオープンスペースの配置や、楽しさや滞在しやすい演出により、歩行空間の魅力向上に資するよう努める ◇街角のアイストップとなる場所にあっては、シンボルツリーを配置したり、街角広場を配置するなど、スペースの演出により街角の魅力向上に努める 〔まちなみの連続性への配慮〕 ◇周りの建築物の壁面の位置に揃えて建築物を配置し、まちなみの連続性に配慮する 〔地域の歴史景観への配慮〕 ◇昔ながらのまちなみや道路形態を有する地域では、地域の特性や周辺の建築物との調和に配慮する 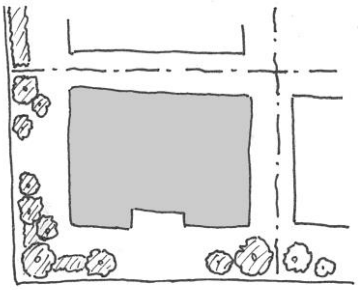 通りからの見え方に配慮した植栽 接道部のまちなみの演出 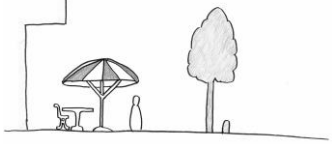 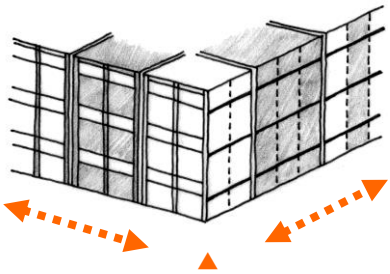 まちなみの連続性に配慮

商業系地域

区分	商業系地域　景観形成の配慮事項
形態・意匠	〔壁面、開口部の配慮〕 ◇壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和を図る 〔屋外階段、ベランダ、配管類の配慮〕 ◇屋外階段、ベランダ等については、建築物本体等との調和が図られるよう、意匠等の工夫に努める。外部に設ける配管類は、目立ちにくくする 〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕 ◇高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。周辺よりも高層となる場合、上層部のセットバックなど周辺のまちなみとの調和を図る 〔上部や正面デザインの配慮〕 ◇建築物等の上部及び正面のデザインに特に配慮し、賑わいのあるまちなみの形成に努める 〔長大な壁面の配慮〕 ◇平滑で長大な壁面が生じないよう、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させる 〔周辺の住宅地への配慮〕 ◇住宅地に面する商業地では、落ち着いた形態・意匠とし、周辺に広がる住宅地の景観との調和に配慮する 〔共同住宅を建築する際の配慮〕 ◇大規模な共同住宅を建築する際は、周辺の商業地景観との調和に配慮する。 開口部・ベランダの意匠の工夫 ▼ 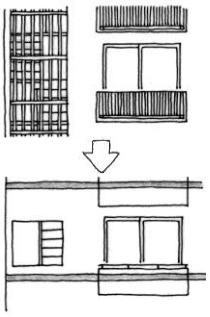 ▲目立たない屋外階段 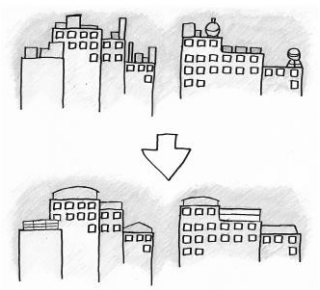 ▲ 建物上部のデザインを整える 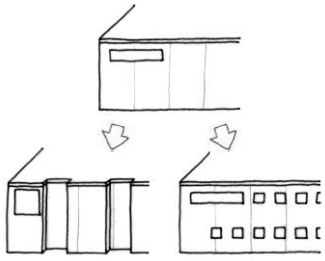 ▲　▲ 壁面の分節化　窓などのデザイン
色彩	〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕 ◇建築物の屋根及び外壁等の外観は、原色や突出した色彩など、著しく派手な色彩を避け、周辺の建築物等と調和した色彩とする ◇多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する
材料	〔周辺の景観との調和に配慮した材料の活用〕 ◇光沢のある材料や反射光の生じる素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する 〔建築物の維持管理への配慮〕 ◇経年変化による建築物の外観の劣化によって景観を損なうことのないよう、建築物の維持管理、保守に努める 〔素材感のある素材〕 ◇歩行者の目線に近い低層部などは、外壁の仕上げを素材感のある石材や木材などを用いることにより、にぎわいのある歩行空間の確保に努める 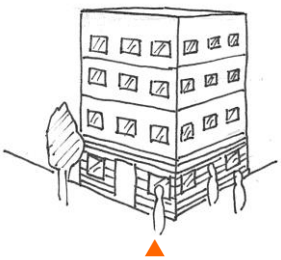 ▲ 低層部はにぎわいに配慮

区分	商業系地域　景観形成の配慮事項
屋外設備等	〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕 ◇屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見えやすい場所への設置を避け、やむをえない場合には、適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、外部から目立たないよう処置を講じる ◇建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する 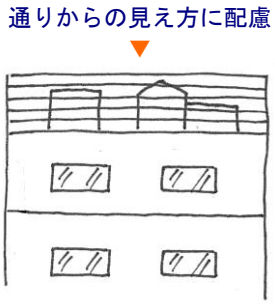 〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕 ◇非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る 〔壁面緑化・屋上緑化〕 ◇都市部における良好なみどりの景観の創出のため、外壁の緑化・屋上部分の緑化等を積極的に行い、うるおいある空間をつくるよう努める 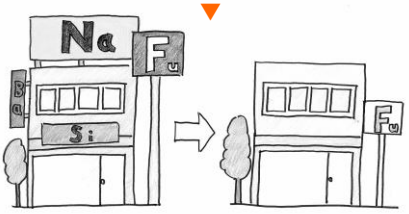 〔過度にならない照明〕 ◇敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する。回転灯、ネオン灯、サーチライト等による過度な光による演出は避けるよう努める
駐車場	〔道路から目立たない構造〕 ◇建築物に付属する駐車場（立体駐車場を含む）については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむをえない場合には、植栽等を施すなどして、通りから目立たないよう努める 〔周辺景観に調和した出入口〕 ◇駐車場の出入口については、周辺の景観と調和したデザインに努める 〔駐車場内の緑化〕 ◇駐車場と道路との境は、生け垣や低木等の植栽による緑化に努める。場内においても緑化ブロック等や植栽による潤いづくりに配慮する 〔雨水浸透性への配慮〕 ◇大規模な駐車場では、透水性の高い舗装とするなど、雨水の浸透性を高めることにより、自然環境に配慮する
その他	〔付属施設・設置物等の配慮〕 ◇建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める

④ 工業系地域の景観形成の配慮事項

◇建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	工業系地域　景観形成の配慮事項
外構・位置・配置	〔敷地内の植栽〕 ◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、敷地内において、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行う 〔既存樹木の維持活用と四季の演出〕 ◇敷地の緑化にあたっては、既存の樹木を活用するよう努めるとともに、持続的に適切な維持管理を行うように努める。周辺植生との調和に配慮しながら、花や実をつける樹木や、紅葉する樹木などによって、四季の変化を楽しめるうるおいのある空間をつくるよう努める 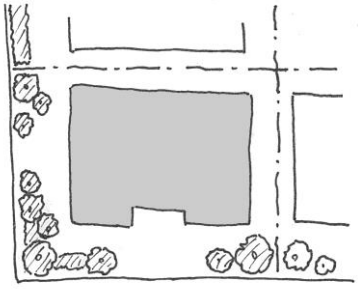 ▲通りからの見え方に配慮した植栽 〔垣、柵の配慮〕 ◇垣、柵等を設ける場合は、歩行者空間からできるかぎり後退させ、生垣等による緑化を図る。高さを抑え、透過性を高めることで開放感に考慮し、圧迫感をなくすよう努める 〔壁面の位置の配慮〕 ◇道路境界線から壁面をできるかぎり後退させ、通りへの威圧感及び圧迫感を軽減するよう努める
形態・意匠	〔周辺景観との調和〕 ◇敷地及び周辺の地形や植生を活かすとともに、周辺の建築物等との調和に配慮し、まとまりのある形態及び意匠とする 〔壁面、開口部の配慮〕 ◇壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺のまちなみとの調和を図る 〔周辺のまちなみに配慮した高さ〕 ◇高さは、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とし、建築物等と敷地との釣り合いを図る。周辺よりも高層となる場合は、上層部の形態及び意匠を工夫し、周辺のまちなみとの調和を図る 〔上部や正面デザインの配慮〕 ◇建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、落ち着いたまちなみの形成に努める 〔長大な壁面の配慮〕 ◇平滑で長大な壁面が生じないよう、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させる 〔周辺の住宅地への配慮〕 ◇住宅地に面する工業地では、落ち着いた形態・意匠とし、周辺に広がる住宅地の景観との調和に配慮する 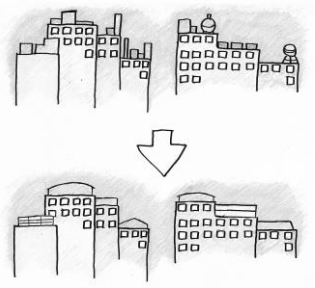 ▲建物上部のデザインを整える 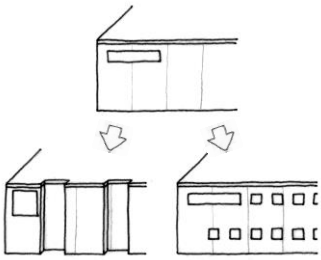 ▲壁面の分節化　▲窓などのデザイン 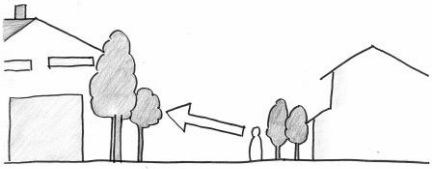 ▲住宅地景観との調和に配慮

工業系地域

区分	工業系地域　景観形成の配慮事項
色彩	〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕 ◇建築物の屋根及び外壁等の外観は、原色や突出した色彩など、著しく派手な色彩を避け、周辺の建築物等と調和した色彩とする ◇多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する
材料	〔周辺の景観との調和に配慮した材料の活用〕 ◇光沢のある材料や反射光の生じる素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮する 〔耐久性、維持管理に優れた材料の活用〕 ◇経年変化による建築物の外観の劣化によって、景観を損なうことのないよう、耐久性や維持管理に優れ、長期間にわたり良好な景観が維持できる素材を使用する
屋外設備等	〔周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕 ◇屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見えやすい場所への設置を避け、やむをえない場合には、適当な覆いや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、外部から目立たないよう処置を講じる ◇建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、建築物本体と一体のものとしてデザイン・色彩・材料等を工夫する 通りからの見え方に配慮 ▼ 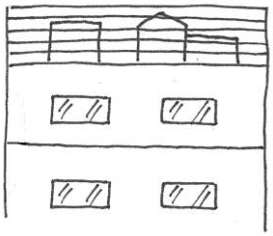 〔付帯設備・屋外広告物のデザイン〕 ◇非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の屋外広告物等は、煩雑な印象を与えないように配置・規模・色彩・デザインに配慮し、建築物本体との調和を図る 〔壁面緑化・屋上緑化〕 ◇良好なみどりの景観の創出のため、外壁の緑化・屋上部分の緑化等を積極的に行い、うるおいある空間をつくるよう努める 〔過度にならない照明〕 ◇敷地内で照明をおこなう場合は、周辺に対して過剰な明るさにならないよう配慮する。回転灯、ネオン灯、サーチライト等による過度な光による演出は避けるよう努める 煩雑にならない 屋外広告物のデザイン ▼ 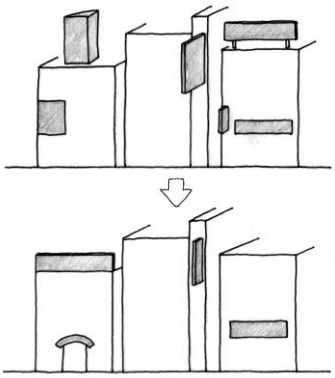
その他	〔付属施設・設置物等の配慮〕 ◇建築敷地内の屋外広告物、自転車置場、ゴミ集積所、自動販売機、倉庫、機械室、その他の付属施設・設置物等については、建築物本体や周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める

⑤ 自然資源や都市施設に関連した景観形成の配慮事項（全地域共通）

◇建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">景観形成の配慮事項（全地域共通）</th></tr>
<tr><td>みどりの景観</td><td>斜面林、松林、田園、社寺林や屋敷林など、特徴あるみどり豊かな地域</td><td>〔みどりの保存〕
◇斜面林や松林など、みどりの景観を特徴づけているものはできるだけ保存し、みどりに配慮した計画とする。樹林を伐採する必要が生じたときは、必要最小限にとどめ、復元に努める

〔壁面の位置の配慮〕
◇みどりとの敷地境界からできるだけ壁面を後退させ、敷地の緑化を行うなど、みどりの連続性を阻害することのないよう配慮する

〔背景となる稜線やみどりの連なり・田園の広がり等への配慮〕
◇斜面林や谷津田、のびやかに広がる田園など、良好な自然系景観を背景とする場合には、その連続性や空間のまとまりを著しく損なうことがないよう、形態および意匠の工夫に努める

〔公共施設への配慮〕
◇公園や市民の森など、みどり豊かな公共施設と接する場合は、境界に面する敷地の緑化を行うなど、みどりとの調和に配慮する

緑の連なり、広がりへの配慮

敷地境界の緑化</td></tr>
<tr><td>水辺景観</td><td>河川、水路、池沼など、水辺に接する地域</td><td>〔壁面の位置の配慮〕
◇水辺との敷地境界からできるだけ壁面を後退させ、敷地境界の緑化を行うなど、水辺景観との調和に配慮する

〔水辺に顔を向けた配置〕
◇商業地・工業地の水辺に接する地域にあっては、水辺に顔を向けた建築物の配置とする

 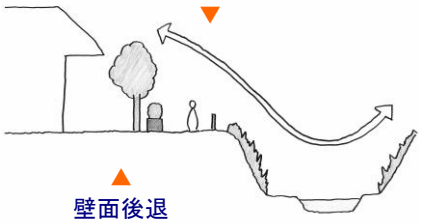
みどりを配置して
水辺との連なりを配慮
壁面後退
水辺に顔を向けた配置

〔見え方に配慮した壁面等のデザイン〕
◇商業地・工業地の水辺に接する地域にあっては、建築物の壁面等を公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する

〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕
◇水辺側の屋外広告物については、極力掲出を控え、周辺の景観との調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める

〔歩行者空間の魅力向上〕
◇水辺に面する敷地内の空地は、低中木または生垣による緑化など、うるおいある歩行空間の確保に努める</td></tr>
</table>

区分		景観形成の配慮事項（全地域共通）
みなとの景観	船橋港など、みなとに接する地域	〔壁面の位置の配慮〕 ◇海辺側の敷地境界からできるだけ壁面を後退させる 〔海辺に顔を向けた配置〕 ◇海辺に顔を向け、海辺への眺望に配慮した建築物の配置とする 〔海辺へのアクセスの配慮〕 ◇海辺へのアクセスのしやすさに配慮した位置・配置とする 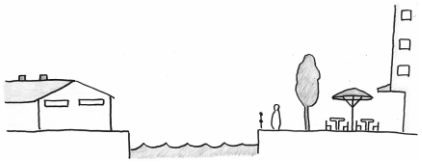 海辺に配慮した位置・配置 〔見え方に配慮した壁面等のデザイン〕 ◇建築物の壁面等を公共性の高い部分として、船舶や対岸からの見え方に配慮した、親しみのあるデザイン等に努める 〔適切な規模･デザインの屋外広告物〕 ◇海辺側の屋外広告物については、極力掲出を控え、周辺の景観との調和に配慮した配置・規模・色彩・デザインとなるよう努める 〔歩行者空間の魅力向上〕 ◇海辺に面する敷地内の空地は、低中木または生垣による緑化など、うるおいある歩行空間の確保に努める
公共施設景観	市役所、公民館、文教施設、公園などの公共施設に接する地域	〔公共施設への配慮〕 ◇公共施設との境界に面する敷地の緑化を行うなど、公共施設との調和に配慮する ※公共施設そのものの景観形成については、先導的な整備を図るとともに、「景観重要公共施設」制度の活用を検討します。 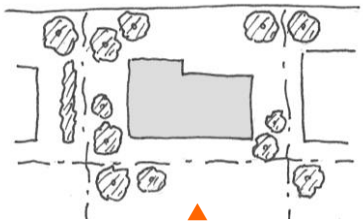 敷地境界の緑化
幹線道路や鉄道からの沿線景観	幹線道路沿道や鉄道沿線にあって、車窓から見渡せる地域	〔周辺の建物への配慮〕 ◇旧街道の沿道では、伝統的な敷地利用を大切にし、周辺の建築物との調和に配慮する 〔昔ながらの建築様式への配慮〕 ◇旧街道の沿道では、昔ながらの和風の建築様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努める 〔にぎわいや開放感の演出〕 ◇にぎわいのある商業地にあっては、建物の低層部は、商業施設で構成するとともに、ショーウインドウの設置、開口部を広くとるなど、にぎわいや開放感を演出する 〔見え方に配慮した壁面等のデザイン〕 ◇鉄道及び幹線道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮する 〔道路・鉄道からの見え方に配慮した屋外設備等〕 ◇幹線道路沿道や鉄道沿線の地域にあって、屋上に建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、通りや鉄道からの見え方に配慮したデザイン等に努める 〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕 ◇広告物等は煩雑な印象を与えないようにデザインに配慮するとともに、掲出をできるだけ少なくし、周辺の景観への影響を必要最小限にとどめる まちなみの連続性に配慮 低層部のまちなみの演出 煩雑にならない屋外広告物のデザイン 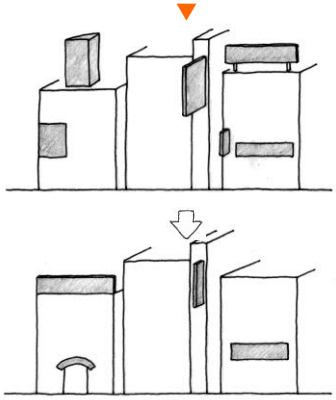

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">景観形成の配慮事項（全地域共通）</th></tr>
<tr><td>駅及び駅前の景観</td><td>駅及び駅前広場等に面する地域</td><td>〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕
◇屋外広告物の掲出にあたっては、適切な規模・デザインにより、乱雑さを防ぎ、周辺の景観への影響の軽減を図る
</td></tr>
<tr><td>歴史・文化景観</td><td>寺社仏閣などの歴史的建造物に接する地域</td><td>〔歴史的建造物等への配慮〕
◇歴史的建造物を尊重した配置とし、境界に面する敷地の緑化を行うなど、歴史的建造物との調和に配慮する
</td></tr>
<tr><td>レクリエーション施設の景観</td><td>レクリエーション施設及び周辺地域</td><td>〔周辺の住宅地への配慮〕
◇住宅地に面する商業地では、落ち着いた形態・意匠とし、周辺に広がる住宅地の景観との調和に配慮する
 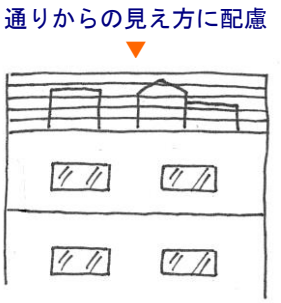

〔道路・鉄道からの見え方に配慮した屋外設備等〕
◇幹線道路沿道や鉄道沿線の地域にあって、屋上に建築設備等を覆うルーバー等の覆い処置を講じる場合には、通りや鉄道からの見え方に配慮したデザイン等に努める
〔適切な規模・デザインの屋外広告物〕
◇広告物等は、煩雑な印象を与えないようにデザインに配慮するとともに、掲出をできるだけ少なくし、周辺の景観への影響を必要最小限にとどめる
〔大規模建築物の緑化〕
◇周囲の景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物等にあっては、敷地の積極的な緑化に努め、まちなみとの調和に配慮する
 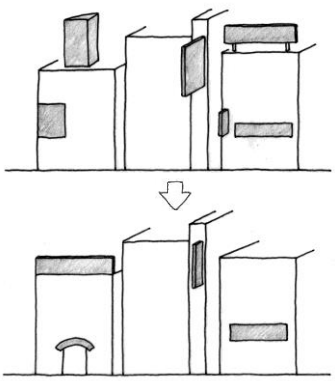
</td></tr>
</table>

（２）工作物の新設、増築、改築、移転又は外観の変更

区分	工作物　景観形成の配慮事項
基本	◇基本的には、建築物の景観形成の配慮事項（①～⑤）に準じるほか、工作物の種類および用途に応じて、下記の基準に従って配置・意匠・外構を工夫し、周辺の景観との調和を図る
配置	〔敷地外からの見え方への配慮〕 ◇道路に面する部分など目立つ場所への設置を避けるように努める ◇周辺への圧迫感を軽減するためのスペースを確保するよう努める
形態・意匠	〔周辺の景観と調和するデザイン〕 ◇周辺の景観と調和し、まとまりのある形態・意匠となるよう努める ◇よう壁については、壁面の緑化、石材などの自然素材を用いるなど、色彩・構造の工夫等により、周辺の景観との調和に努める
色彩	〔周辺の景観と調和する色彩（基調色の色彩）〕 ◇彩度の低い色彩を用いることにより、周辺の景観との調和に努める
外構	〔境界部分及び敷地内の緑化〕 ◇敷地境界部においては、周辺への圧迫感を軽減するため、高木や生垣などの配置に努める ◇工作物の足元の緑化に努め、うるおいを創出する

（３）開発行為等

区分	開発行為等　景観形成の配慮事項
開発行為等	〔地域特性の尊重〕 ◇敷地内および周辺の良好な樹林や樹木、河川、水辺等を活かすよう配慮する 〔土地の形質の変更（法面の修景・緑化等）〕 ◇敷地および敷地周辺の自然地形を活かし、既存地形の改変を少なくするよう努め、大規模な法面やよう壁が生じないよう配慮する ◇法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、緑化等による修景に努める ◇よう壁については、前面の緑化、色彩・構造の工夫等により景観への影響の軽減に努めるなど、周辺景観との調和に努める 〔大規模な宅地開発における良好なまちなみ・景観への配慮〕 ◇大規模な宅地開発にあっては、道路や河川、公園、保存すべき樹木や崖線など、周辺の景観との調和を考えた土地利用、施設の配置とするよう努める ◇ゆとりある宅地規模を確保し、建物の配置に余裕をもたせるよう努める 〔植栽〕 ◇周辺の景観と調和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図られるよう、敷地内において、通りからの見え方に配慮した樹種の構成及び樹木の配置を行う。 ◇敷地内に、高さ 10m以上の健全な樹木又は、高さ 5m以上かつ 300 ㎡以上の健全な樹木の集団を有する場合は、それらの樹木等をシンボルとして地域の景観に活かすよう努める。

７．良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（法第 8 条第 2 項第 3 号）

景観計画区域（船橋市全域）では、法第１６条に基づき、一定の行為について、届出が必要です。本章では、届出対象行為として法で定めるもののほか、条例で定めるべき行為及びそれぞれの対象行為ごとの景観形成基準を記述しています。

本計画において、届出対象行為は、景観への影響が大きい一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を対象とするとともに、船橋市の景観の骨格を形成している樹林や農地の自然的環境を保全すべく、開発行為に該当しない一定の土地の形質の変更も対象とします。

届出対象行為が景観形成基準に適合しないと認められるものについては、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告（法第 16 条第 3 項）が出来、また、特定届出対象行為（届出対象行為のうち開発行為等を除いたもの）については、変更命令等（法第 17 条第 1 項）が出来ることとなっています。

（１）届出対象行為

建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為等のうち、届出の対象となる行為については、次のとおりとします。

行　為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転又は大規模な外観の変更	〔市街化調整区域〕 ◇延べ面積が 2,000 ㎡を超えるもの、又は高さが 10m を超えるもの
	〔市街化区域〕 ◇延べ面積が 2,000 ㎡を超えるもの、又は高さが 15m を超えるもの
工作物の新設、増築、改築、移転又は大規模な外観の変更	◇高さが 15m を超えるもの ◇よう壁にあっては、高さが 2m を超え、かつ長さが 30m を超えるもの
開発行為等	〔開発行為又は資材置場、駐車場その他の主として建築物の建築又は特定工作物の建設以外の用に供する目的で行う土地の形質の変更（当該変更のための木竹の伐採を含む）で、以下のいずれかに該当するもの〕 ◇行為を行う土地の区域の面積が 3,000 ㎡以上のもの ◇行為を行う土地の区域の面積が 1,500 ㎡以上で、かつ以下のいずれかを含むもの ・高さが 10m 以上の健全な樹木 ・面積が 300 ㎡以上の一団の樹林地 ・面積が 1,500 ㎡以上の一団の農地

※大規模な外観の変更とは、建築物又は工作物の外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいいます。

※工作物とは、建築基準法施行令第 138 条に規定するものをいいます。ただし、屋外広告物法第 2 条第 1 項の屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置は除きます。

※開発行為とは、都市計画法第 4 条第 12 項に規定するものをいいます。

（２）景観形成基準

①　勧告基準

法第１６条第３項の規定による勧告の基準については、次のとおりとします。

この基準に適合しないと認められる場合は、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の勧告をすることが出来ます。

区分	景観形成基準
建築物の新築、増築、改築、移転又は大規模な外観の変更	〔まちなみの連続性への配慮〕 ◇まちなみの連続性がある地域では、周りの建築物に対して壁面を突出させるなど、連続性を阻害しないようにする 〔周辺の建築物や背景の色彩との調和（基調色の色彩）〕 ◇建築物の屋根及び外壁等の外観は、周りの建築物に対して、著しく不調和な色彩を使用することにより、周辺景観を阻害することがないようにする 〔周辺景観との調和に配慮した材料の活用〕 ◇光沢のある材料や反射光の生じる素材を壁面の大部分にわたって使用することにより、周辺景観を阻害することがないようにする 〔屋外設備等の周辺景観や建築物本体との調和・一体化〕 ◇屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、見えにくい場所に設置する等、設置場所に配慮するか、ルーバー等で目隠しをする。また、建築物本体と著しく不調和な色彩を用いることにより、周辺景観を阻害することがないようにする
工作物の新設、増築、改築、移転又は大規模な外観の変更	◇上記建築物の勧告基準に準じる
開発行為等	◇既存地形の改変で、大規模な法面やよう壁が生じることにより、周辺景観を阻害することがないようにする ◇景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、良好な景観を損なうことがないようにする

②　変更命令基準

法第１７条第１項の規定による変更命令の基準については、次のとおりとします。

この基準に適合しない場合は、設計の変更その他の必要な措置をとる旨の命令をすることが出来ます。

<table>
<tr><th>区分</th><th>景観形成基準</th></tr>
<tr><td>建築物の外壁及び屋根の色彩</td><td>
◇建築物の外壁及び屋根の色彩の基準（マンセル値）は以下のとおりとする。
<table>
<tr><th colspan="2">色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td>Ｒ（赤）
ＹＲ（オレンジ）
Ｙ（黄）</td><td>０Ｒ　～１０Ｒ（０ＹＲ）
０ＹＲ～１０ＹＲ（０Ｙ）
０Ｙ　～１０Ｙ（０ＧＹ）</td><td>－</td><td>６以下</td></tr>
<tr><td>ＧＹ（黄緑）
Ｇ（緑）</td><td>０ＧＹ～１０ＧＹ（０Ｇ）
０Ｇ　～１０Ｇ（０ＢＧ）</td><td>－</td><td>４以下</td></tr>
<tr><td>ＢＧ（青緑）
Ｂ（青）
ＰＢ（青紫）
Ｐ（紫）
ＲＰ（赤紫）</td><td>０ＢＧ
～
１０ＲＰ（０Ｒ）</td><td>－</td><td>２以下</td></tr>
</table>
【適用の除外】
・表面に着色していない自然石、レンガ、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合
・見付面積の１／５未満の範囲で、外観のアクセントカラーとして着色される色彩の場合
・地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するものなどで、市長が認めたものについては、この基準によらないことが出来る。
</td></tr>
<tr><td>工作物の色彩</td><td>
◇工作物の色彩の基準は以下のとおりとする。
彩度６以下
【適用の除外】
・表面に着色していない自然石、レンガ、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩の場合
・見付面積の１／５未満の範囲で、外観のアクセントカラーとして着色される色彩の場合
・地域のランドマークとしての役割を果たすもの、良好な景観の形成に資するものなどで、市長が認めたものについては、この基準によらないことが出来る。
</td></tr>
</table>

８．景観重要建造物の指定の方針

（法第 8 条第 2 項第 4 号）

法第 8 条第 2 項第 4 号に基づき、船橋市の景観上重要な建造物を景観重要建造物に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていきます。

景観重要建造物は、道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物

・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物

・地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

景観重要建造物は、市内の指定・登録文化財（国指定文化財は除く）のほか、たとえば、宿場町やみなと町の面影を残す建造物、農村集落の伝統的な建築様式を備えた建造物、神社仏閣などの地域のシンボルとして親しまれている建造物、あるいは、アンデルセン公園の風車のような近年建設された建造物であっても、船橋市の顔として特に優れた景観上の特徴を有する建造物などを指定することが考えられます。

なお、景観重要建造物として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となりますが、建築物については、斜線制限の緩和など、外観に係る建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の特例措置が講じられます。

９．景観重要樹木の指定の方針

（法第 8 条第 2 項第 4 号）

法第 8 条第 2 項第 4 号に基づき、船橋市の景観上重要な樹木を景観重要樹木に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていきます。

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木

・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

景観重要樹木は、地域の景観上、アイストップやランドマークとなっているシンボル的な巨木、かつての街道筋や海岸線の名残を残す並木、地域の歴史を物語る樹木、御神木や社寺林、屋敷林などを指定することが考えられます。

また、船橋市では、これまでに「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例（昭和 48 年船橋市条例第 45 号)」に基づき、「保存樹木等」を規定しています。さらに、それらのうち一定の基準を満たすものについて、所有者の同意を得て、または所有者の申請により、「指定樹木等」を指定しています。

指定樹木等については、所有者に対して、保全等に要する費用の一部が助成されますが、伐採等にあたり、市長への届出が必要となります。

そこで、こうした既存の取り組みとの連携を図りつつ、効果的に景観重要樹木の指定を進めていきます。なお、景観重要樹木として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。

10．景観重要公共施設の整備に関する事項

（法第 8 条第 2 項第 5 号）

道路や河川、港湾などの公共施設は、建築物や工作物などともに、船橋市の景観を構成する主要な要素の一つです。

そこで、こうした公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を総合的に推進するため、今後、船橋市における良好な景観の形成に重要な公共施設について、法第 8 条第 2 項第 5 号ロおよびハに基づき、景観重要公共施設として「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定め、先導的に景観形成を進めます。

景観重要公共施設としては、駅前のシンボルロードや国道・県道などの幹線道路、海老川をはじめとする主要な河川、さらに船橋港などの港湾やアンデルセン公園をはじめとする市内各地の都市公園など、船橋市や地域の顔となる公共施設や、船橋市の景観の骨格をなす公共施設を位置付けることを想定します。

特に道路については、電線類の地中化等について、景観重要道路に関する電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）の特例等を活用して景観形成を進めます。

なお、船橋市以外の公共団体等が公共施設管理者の場合には、管理者への協議・同意に基づき、整備に関する事項等を景観計画に定めます。

船橋市役所 建設局 都市計画部　　ＴＥＬ：047-436-2527
都市計画課　　景観係　　ＦＡＸ：047-436-2544
E-mail：toshikei@city.funabashi.lg.jp